

設計概要 水路は宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村大字桑ノ内字椎屋に於て五ヶ瀬川を横斷して堰堤を築造し、右岸に取水口を設け、之れより隧道八一四間餘にして調整池に至り、更に耐壓隧道五四〇間餘を経て減壓水槽に入り、徑七呎の水壓鐵管二條によつて高千穂町押方字北平に設けた發電所に導水することになつて居る。

堰堤は五ヶ瀬川を横斷して平水面上二〇尺、延長一八八尺で其構造は表面控一尺の練張石、内部玉石入コンクリート造である。其右端取水口に接して巾七尺高サ九尺の排砂門を設け、同左端には流木路及魚道を設け、流木路は巾七尺勾配一〇分の一、魚道は階段式巾六尺勾配一〇分の一とし、共に割石練積及コンクリート造で、砂礫の除去、流木の流下又は魚族の遡上を助けることにした。

取水口は堰堤右岸に巾六尺高一〇尺の制水門三個を設け、共に昇扛機付鐵製門扉を裝置し、水量の調節をすることにした。

隧道は延長二、三五九間二二であつて、内取水口調整池間一、八一四間三〇を普通隧道とし、調整池より減壓水槽間五四四間九二は耐壓隧道とした。普通隧道は勾配一、〇〇〇分の一馬蹄形、耐壓隧道は勾配六〇〇分の一、直徑一〇尺の圓形で、全部厚さ一尺の鐵筋コンクリート巻立とした。

調整池芋洗谷を横斷して堰堤を築造し、調整池並土砂沈澱池を設けた。容量は利用水深二尺として一、三七五、〇〇〇立方尺であつて、負荷率七〇パーセントと假定すれば日々一五〇個乃至一〇〇個の水量を二時間半乃至四時間補給し得るのである。

堰堤は鐵筋コンクリート造アーチ堰堤であつたが、途中でコンクリート強度に疑義を生じ、之をアーチ形

重力堰堤に改造した。堰堤は高さ最深部八四尺、水深八〇尺、頂部長さ二四〇尺、表面の勾配は前面最深部一分、左右に至り其勾配を減じ背面は全部六分八厘、最高水位一、〇三三尺(標高)以上は上下流側共垂直である。厚さ上部は五尺、下部最深部にて六七尺四寸である。堰堤右端に接近して排砂門並餘水路を設け、調整池内耐壓隧道前面に移動式塵芥除装置を設けた。調整池内に水位速復工事を設け、調整池使用の際の水位の降下より生ずる落差損失を軽減することにした。水路は第四號隧道下口と分水井筒間、又分水井筒と耐壓隧道前面間を連絡するもので、前者は鐵管で後者は鐵管及隧道で續けることにした。

分水井筒は水路の最低部に設け、鐵管下流入口及池側に水門を設け、水路又は調整池の一方のみに通水し又は水路及調整池の兩方に通水し得る様になつて居る。水門には、各昇扛機付制水門扉を裝置し昇扛機の操縦は手動及電動の兩様とした。

逆流阻止水門は四門で各スクリーン臺ビヤー間に設けた隔壁の下部に取付け、耐壓隧道側の水壓により閉塞し池側の水壓により開放する裝置で開閉共自動である。

調整池より流出した水は耐壓隧道を経て水槽に達し、減壓水槽に達した水は二條の水壓鐵管に分れ、各水車及尾管を経て接合暗渠を通つて開渠に出で、五ヶ瀬川本流に注いで居る。

本發電所の水車は堅軸シングル、スパイラル、フランシス型で一〇、〇〇〇馬力廻轉數毎分三三三(五〇サイクル)四〇〇(六〇サイクル)のもの二臺で、内一臺は豫備である。發電機は堅軸交流三相式五〇及六〇サイクル兩用、電壓
ヴォルト、容量
キロヴォルト、アンペアのもの常用一臺、豫備一臺である。

この工事は其位置が宮崎縣高千穂町地内であるので、鐵道省線は日豊線延岡驛と宮地線立野驛の兩方面より何れも一五、六里の地點であつて、機械其他工事用材料の運搬配給は此兩方面より縣道を利用し、道路の幅員、交通量、橋梁等の狀況を比較して、機械、鐵管等容積の大なるもの又は重量物等は立野驛より、セメント、鐵筋用丸鐵其他輕量材は兩方面より運搬することゝしたが、宮地線高森支線が開通後は主として高森驛より運搬した。縣道より發電所其他工事現場への通路は何れも人馬の通行程度の小徑であるので、セメント類輸送に架空索道の計畫もあつたが、道路運搬と比較研究の結果、本工事使用の材料數量としては寧ろ不利となるので、各現場には縣道より分岐して假運搬道路を開鑿した。

水路工事は四工區に區分して夫々監督したが、工事請負者は全水路を通じて鐵道工業株式合資會社に決定、昭和二年一月三十一日工事に着手し、セメント、鐵筋用丸鐵等の材料、工食用動力は當社より供給した。

斯くて工事は順調に進捗したが、調整池の堰堤は鐵筋コンクリート造アーチ型であつたのを中途にしてコンクリートの強度に關し疑義が生じ、昭和三年十一月内務省より工事中止を命せられ、其後研究の結果遂にアーチ形重力堰堤に改造することゝなつた。之れが爲め調整池工事の工期相當遅れて昭和五年四月水位速復工事と共に竣工した。

之れより先調整池工事未落成の爲め通水遅延し、ために發電が遅れるので、假水路工事（後に水位速復工事に利用）を施工し、昭和四年二月十九日竣工検査を経て使用認可を得、此假水路を以て通水し、一先づ工事完成を見たのである。

工食用動力は、當社に於て送電線路を建設し、延岡電氣株式會社より供給を受けた。

發電所機器の搬入には前述の通り宮地線高森支線開通後大部分高森驛より阿蘇外輪山を越へ此難路十里半を運搬したのであるが、此運搬には此頃より漸く使用されたトラクターと神樂機とを道路の狀況により使用し、順調に比較的迅速に運搬し得たのである。

此運搬道程に於ては嘗て斯かる重量物運搬の例なく、道路軟弱にして相當に毀損したので、宮崎縣田原村に於て昭和三年十月反對起り縣土木課より運搬中止を命せられた。當社地方委員たる矢野、田尻兩氏を介して之れが解決に努めたが、熊本縣境より三田井に至る縣道の修理費として金五千圓也を宮崎縣に寄附して漸く落着し、無事機械全部の運搬を了へた。發電所機械類は縣道筋猿渡部落附近より直に發電所に下す方有利であるが、前述の如く此間には僅に人馬通行程度の小徑あるのみで、到底重量物の運搬には適せない。縣道より發電所對岸迄六〇〇間幅九尺の道路を新設し、更に五ヶ瀬川を横斷して發電所に搬入の爲めハツ式木造桁橋を架設した。

尙延岡方面よりは主としてセメント鐵筋類を運搬したのであるが、之等材料は相當數量に上る爲め中繼庫倉を設け、馬車輸送をなし、延岡三田井間縣道は長期に亘り相當利用されたのである。

此工事中偶々昭和三年九月に至り、嘗て縣外送電反對運動解決の代償として締結されたる對縣電力契約（水利使用料寄附金契約）の更改に付知事より強硬なる要求に接した。契約有効期間中の事であるので、之が猶豫方陳情の事となつて居たが、到底容れらるゝ模様がなないので止むなく之に對し當社保有の水利權確保の目的達成の諒解の下に契約更改に調印することゝなつた。斯くして本問題解決に際し、更に縣知事

は延岡三田井間縣道使用の代償として、地元の福利増進の爲めと云ふ名目の下に西臼杵郡七折村―三田井間道路幅員の増加及之れが改修工事費として金拾五萬圓の寄附方を要求せられた。これ又當社水利權の確保と耳川筋出願未許可地點の許可を交換條件として、寄附を受諾した。

同年十一月末縣廳舎建築の計畫に關し、嘗て九州電燈鐵道株式會社が水利使用出願に關係して縣と五拾萬圓の寄附契約ありしを有効なりとし、當社に建築費五拾萬圓の寄附方要望があつた。此契約は専門家の研究の結果無効の鑑定を得たが、幾分の寄附は免れぬものと豫想された。然るに其後他の事業者よりの寄附金纏まりて、當社に對しては拾萬圓に低減されたので、重役會の決議を経て寄附することにした。

斯くの如く宮崎縣に對し水利使用其他に關聯し寄附金額は貳拾五萬五千圓に達し、發電開始後は更に水利使用料に代るべく寄附金を負擔せしめられ、當社事業の前途に對し相當の負擔を課せられたのである。

發電所の水車並に發電機は何れも内地一流の製造者たる電業社原動機製造所及芝浦製作所製品を採用したので、其製品は頗る優良であつて据付等に聊かの故障もなく工程も豫定通り捗り、且つ据付に際し各製造會社より特に技術員を派遣して多大の便宜を與へられた。

土木工事は請負者鐵道工業株式會社の最初の請負工事であるので、特に多大の好意を以て従事されたので順調に進捗し、又材料機械類運搬に就ては柳井組の献身的盡力により支障なく工事を進め得た。

第四章 三ヶ所發電所、回淵發電所

一、三ヶ所發電所

三ヶ所發電所水路は五ヶ瀬川水系三ヶ所内の河水を取入れ發電したる回淵發電所の放水を直に本水路取水口に導水し、上流々域よりの集水と合流して取水口に入る。取水口上流面積は四・八平方里であつて、流域には溪谷深く雜木繁茂して相當の水量を得て居る。

本水路は五ヶ瀬川系三ヶ所川に於て當社既許可地點二ヶ所内の一つであつて、大正十五年五月二十二日工事實施許可の申請をなし、高千穂發電所の竣工後昭和四年十月の重役會に於て他の水路と共に第二期工事として起工の事に決定、昭和五年五月末宮崎縣知事より水利使用變更、及水路工事實施變更の認許可を得て昭和六年二月一日工事請負決定の上、本工事を起工、昭和七年十二月七日完成した。

電氣工事は昭和五年十月六日發電所設置及出力變更の件並發電工事施行の件、逓信大臣より認許可を得て、十一月十四日工事着手、機械器具の注文決定し、機器の搬入其他据付に要する諸準備を整へ、昭和七年

八月廿五日据付工事に着手、同年十一月廿九日竣工し、逓信省の落成検査を経て十二月十一日附假使用認可を得た。

設計概要 本水路は取水口—水槽間凡て隧道であり、其延長一、四一四間一九、水面勾配一、五〇〇分の一、拱部を除き全部混凝土巻を施し、取水口は三ヶ所村大字桑ノ内字西に設け、同所に平水面上二尺五寸、溢流部延長七五尺の堰堤を築造して取水に使ひ、堰堤の右端取水口との間に土砂吐門一個を設けて堆積せる土砂の除去に供した。

回淵放水路よりの放水を受けて取水口に入った水は隧道を経て水槽に達し、水槽の終端を鐵管槽とし、其前面に制水門を設け水量の調整をなし、尙一時間隔の平鐵製芥除装置を設けて鐵管槽内に塵芥の流入を防止した。

水槽に達した水は一條の水壓鐵管によつて發電所に導入し、水車を廻した水は三ヶ所川の五ヶ瀬川本流との合流點下流にて五ヶ瀬川に放水することになつて居る。斯くして最大使用水量一〇五立方尺、毎秒有効落差一九四尺を得て出力

キロワットを得ることになつて居る。

水車は豎軸單渦巻フランシスタービンで

馬力、回轉數毎分六〇〇のもの一臺、發電機は水車

直結三相交流回轉電磁型五〇サイクル、電壓

ヴォルト、容量

キロヴォルトアンペア

のもの一臺として、主要變壓器は單相油入自冷式容量

キロヴォルトアンペアのもの參箇を据付けた。

工事状況 水利地點は宮崎縣と熊本縣との境に近く回淵水路と共に既許可地點の最上流部に屬し、交通

不便であつて、宮地線(現在の豊肥線)の高森支線高森驛より阿蘇外輪山中腹を迂回して熊本縣馬見原町を経て高千穂町に通ずる縣道を三ヶ所村に至り、縣道と工事現場間は既設道路を利用し、更に運搬道路を新設して工所用材料及機械類の運搬に支障なき様設備し、三ヶ所村に建設事務所を設けて回淵水路工事に共に其實施監督に當つたのである。

水路の土木工事は株式會社西松組に請負決定註文し、昭和六年二月一日起工、セメント其他特殊材料及工所用動力は當社から供給した。

本水路工事中は恰も財界不況に伴ひ電力界不振其極に達し、急速施工の要なき狀勢であつたので、緩々工事を進め、工事中特筆すべき事故もなく長期に亘り、昭和七年十月七日一年八ヶ月を費して竣工したのである。

工所用の動力は幸ひ發電所對岸に日本窒素肥料株式會社の馬見原發電所があるので、之れより供給を受けた。

發電所用機械器具の運搬に就ても幸ひ長崎部落の協議道及之れに連絡して日本窒素肥料株式會社の専用道路があつて、三ヶ所發電所對岸に達して居るのを利用し、又セメント其他の材料並に回淵發電所用機械類等重量物運搬用として岩神縣道より回淵發電所對岸迄一、一三五間の間九尺幅の道路を新設した。

當發電所土木工事は前記の通り株式會社西松組の一手請負で、不況時代に於てよく誠意を以て何等故障なく工事を完成し、工所用材料機械類運搬は兼て定評ある柳井組の熟練せる従業員の手によつて何等損傷なく滞りなく完了し得た。

發電所用機械器具 は水車は電業社原動機製作所製を、發電機變壓器其他電用品は全部芝浦製作所製品を採用し、据付は直營で施工した。起重機は日立製作所製品、水門類は栃木造船所、水壓鐵管は株式會社酒井鐵工所の夫々製作である。

二、回淵發電所

本水路は三ヶ所川の河水を取入れ、取水口上流面積は四平方里、流域は熊本縣に界する分水嶺の附近に屬し、溪谷深く頗る繁茂せる森林を有し、自然に水源が涵養されて居る。

本水路は五ヶ瀬川支流三ヶ所川に於て當社の有する水利地點の一つであつて、下流に引續き三ヶ所水路を持つて居る。大正十五年五月二十二日工事實施許可申請をなし、昭和四年十月當社既定計畫により第二期工事として起工することに決議し、昭和五年五月宮崎縣知事より認許可指令を受けて工事に着手し、昭和六年二月工事請負を決定して本工事を起工、翌七年十月七日完成した。電気工事は昭和五年十月六日逓信大臣より發電所設置、出力變更並發電所工事施行の認許可を得たので十一月十四日工事に着手し、而して發電所用機械器具の註文決定其他諸般の準備を進めて昭和七年七月廿六日据付工事を起し、四ヶ月を経て同十一月二十九日据付を完了した。

逓信省の落成検査を経て同年十二月十一日附假使用認可を得た。

設計概要 本水路は沈砂池を除き全部隧道であつて延長八八一間六六、隧道の水面勾配は一、〇〇〇分の一又は一、五〇〇分の一であつて、拱部を除く外は凡て混凝土巻を施した。三ヶ所村大字三ヶ所字畦の原

に於て平水面上四尺七寸、溢流部延長一一三尺八寸の堰堤を築造して河水を堰止め取水に便し、堰堤右端の放水門に接續して取水口を設けた。

取水口には制水門二箇を設け、各門扉を装置し、構造は混凝土造りとし、制水門前面には平鐵製流木除金物を装置した。

取水口より取入れたる水は隧道に入り第一號、第二號隧道間に設けた延長九〇尺の沈砂池に於て土砂を沈澱せしめ、時々土砂吐門より堆積土砂を排除することにした。第二號隧道以下第四號隧道迄約四五七間餘を経て水槽に入る。延長五五尺の水槽を通過した水は水壓鐵管（二九八尺三五）一條によつて桑ノ内字西に設けた發電所に導き、水車を通つた水は放水路（延長四〇間二五ノ隧道）を経て三ヶ所取水口開渠に達して居る。

本發電所水車は横軸複放流フラシンスタービンで

馬力、回轉數毎分七五〇のもの一個、發電

機は水車直結自然通風型、三相交流回轉界磁型五〇サイクル

ヴォルト、容量 キロヴォ

ルトアンペア一箇を設備した。主要變壓器は設置せず、三ヶ所發電所迄

ヴォルトの連絡送電線

路によつて輸送し、三ヶ所發電所の發生電力に合流して居る。

工事狀況 本水路工事は三ヶ所水路工事と同様工事用諸材料及機械類の搬入には凡て現在の豊肥線高森支線、高森驛より馬見原町經由三ヶ所村に運搬経路を取り、縣道より取水口は近く、發電所は桑ノ内字西にあつて三ヶ所水路取水口と同位置にあるので、縣道より岩神運搬道路千百數十間を建設し、機械類及材料等の運搬に便し、發電所對岸より道路新設困難なるにより重量物は全部釣卸した。當水路工事用諸材料を初

め機械類共凡て柳井組の運搬請負であつて滞りなく無事完了した。

水路工事は株式会社西松組の請負にて頗る順調に進捗し、寧ろ豫定の工程よりも速に竣工の進捗振を示したが、當時財界不況の爲め可成緩々工事を進めたるも昭和七年十月七日無事工事を終へた。

工食用動力として日本窒素馬見原発電所より供給を受け、発電所用機械器具は何れも國産品にして水車は電業社、発電機其他は芝浦製作所製品を採用した。

水門類は栃木造船所製作、水壓鐵管は株式会社酒井鐵工所製作による。

第五章 耳川系田代発電所

一、耳川水系発電所

耳川水系水利使用権は夙に住友家に於て此山地に於て植林事業を興し併て発電事業を自家用として出願し許可を得たのであるが、大正十五年契約に基き電気事業は住友名義を以て當社が委託を受け、之れを施行することとなつたのである。

耳川は其水源を椎葉村に發し東流十一里で諸塚村惠後ノ崎に達し、此處を尖端として北に流れ、塚原にて

更に東南流に轉じ、西郷村坂本、和田間で大圓弧を描き、東郷村山陰、福瀬間で大彎曲して美々津港に出で日向灘に注ぎ、其全長蜿蜒實に二五里に及んで居る。

耳川河口より遡ること七里半の間は坦々たる平野で河流も頗る緩かであり、此発電所附近から漸く水力地點らしき形態を備ふる様になつて居る。而して此耳川流域内を通じて其地質は概して九州南部を構成して居る古生層並中生層に屬し、酸性火成岩の發達したものと沿岸諸所に中性乃至基性火成岩及第四紀礫層を僅か露出して居る。走向は北東より南西し、傾斜は北西に向ひ俯角四、五〇度である。

二、田代発電所

本水路は耳川水系に於て住友家に既許可の四地點の内、最下流にある第四水路である。一般の場合起工に際しては其開發の難易、材料及機械類運搬の便否等比較研究の上其順位を決定せらるべきであるが、當耳川沿岸には在來の縣道が田代を終點として中斷されて居るので、田代より上流の地點には新に道路を開鑿しなければ車馬の交通不能の状態であり、地勢上、下流より上流に及ぼすが最も適當と認められたので、全水系中工費は必ずしも低廉ではないが、田代発電所を第一期工事に選んだ。

本水路では堰堤左岸は頁岩、右岸は輝綠岩露出して、流身附近で此兩地質が交錯して居る。

水路は全部隧道であつて、取水口より其全長の八分の一は輝綠岩である。それ以下は總て砂岩又は粘板岩に頁岩を交へた地質で、水槽及發電所も大同小異である。

本水路堰堤より上流々域は殆んど山林であつて、濫伐の結果鬱蒼とした森林は見ないが、概して雜木密

生して居る。流域面積は四一平方里、平均年雨量二、五〇〇ミリ乃至二、八〇〇ミリに及んで居る。之れは東日向灘より來る東風又は東南風が國境の九州山脈に遮られて、斯くの如く多量の降雨を齎すもの思はれる。

沿革 本水路工事は夙に住友吉左衛門氏の名義を以て調査を進めて居たのを、當社設立後其設立の條件として大正十五年八月遂に住友家より委託を受けて工事を施行する様になり初めて着手した工事である。住友より委託を受くると同時に先づ、發電所方面に於て水槽の一部並に發電所の基礎工事を直營で施行し、徐々に進めたのであるが、翌昭和二年十二月末本水路工事を全般に亘つて鐵道工業株式合資會社に請負はしむることに決定し、諸般の準備を整へて同三年一月二十日起工した。

前述の如く本水路工事に關聯し逸早く施工しなければならぬのは材料運搬道路の開鑿であつて、之れに就ては水利使用變更に關聯して昭和二年十一月宮崎縣知事に耳川筋に椎葉村より田代に至る道路建設に關する契約を締結し、同契約に基き路線の認定並其の一部工事實施の申請をなし、昭和三年一月許可を得て、先づ古川笹陰間の道路改修工事を完成した。

斯くて本水路工事は前記の如く昭和三年一月起工以來當川筋最初の工事であるに不拘頗る順調に進捗し、豫定の通り昭和四年十一月末竣工、十二月三日竣工検査を了へて通水したのである。

田代發電所の電氣工事は昭和三年三月十九日遞信大臣より工事施行認可指令を受け、工家用自家用電氣工作物施設に付ては、同六月三十日熊本遞信局長の認可を得、發電所用機械器具の註文を決定して、諸般の準備を整へた上、昭和四年三月三十日起工し、同年十二月四日試運轉の結果成績頗る良好、十一日遞信

省の落成検査を経て十四日假使用の認可を得、茲に本發電所工事は着手以來一年十一ヶ月を以て全部の完成を見たのである。斯くて同十二月十日住友吉左衛門及當社連名にて耳川第四水路(田代)水利使用權讓渡許可申請をなし、昭和五年五月三十日許可を得て當社に讓受けた。

設計概要 本水路は東臼杵郡西郷村大字小原字川戸口に於て耳川本流を横斷し河床上高さ(満水面迄)五〇尺の堰堤を築造して、上流一里二三町の間を貯水池とし、之れに四二、四七八、五〇〇立方尺の有効貯水をなし、堰堤の右岸に取水口を設け、之れより延長一、三五八間の耐壓隧道によつて調整池に導水し、二條の水壓鐵管によつて西郷村大字田代地内本流の右岸に設置した發電所内に導き、水車を廻した水は延長一六四間六七の放水路を経て本流に放水することになつて居る。

之れによつて最大使用水量毎秒一、三三五立方尺、有効落差九〇尺、最大出力
キロワットを
得るのである。

本水路堰堤は前記の通り大字小原字川戸口に設置し、固定堤の堤質は溢流部は玉石入混凝土造とし、非溢流部の上部は山形鋼及鐵筋を挿入せる鐵筋混凝土造とした。

可動堤は有効幅員二七尺、有効高一八尺の鋼製ストリーゲート八門からなつて居る。水門の操作は各門扉に附屬した捲揚機二臺毎に電動機一臺を備へ、操作室より遠方操作により運轉出来ることになつて居る。魚道は魚族の遡上に便する爲め左岸に幅六尺高さ三尺、平均勾配六・五分の一乃至六分の一の混凝土造開渠を築造し、六尺五寸乃至六尺間隔に階段を造つて水溜りをなし、途中二ヶ所に廣場を設けて魚溜りとした。

取水口は堰堤上流右岸に設け、延長一四二間幅員三〇尺の鐘口形とし、入口に塵除金物六組を設置した。制水門は電動手動兩用の捲揚装置を有する鋼製ストリーゲート二門を備へ取水量の調節をして居る。

此制水門の背面と隧道入口との間に排砂隧道を設けた。水路は全部耐壓隧道で總延長一、三五八間、勾配一、二五〇分の一、高さ幅各一四尺五の馬蹄形で一、三、五の混泥土で巻立てをなした。

水槽はマシ谷に於ける溪谷を利用し、水面積四五、〇〇〇平方尺、貯水量八四七、〇〇〇立方尺を有する調整水槽とした。隧道出口より三九間、附近溪谷の兩側の追つた所に玉石入混泥土造擁壁を築造し、之れに水壓鐵管を埋設、其入口にストリーゲート二門を備へ、前面には自働スクリーン二組を設置した。水槽の左岸に排砂路を兼ねた餘水路を設け、隧道と暗渠とによつて本流に達して居る。

放水路は延長一六四間六七、大部分隧道であつて、敷勾配八〇〇分の一、半月形の混泥土巻とした。隧道終端より本流に達する七間五の部分は開渠とした。

本水路堰堤上流一里二三町に亘り、水面積四五町歩を貯水池とし、其有効容量は水深一尺を利用し四二、四七八、五〇〇立方尺である。之れによつて日々の負荷調節に際し極めて低負荷率にて使用し得ると共に渇水時に於ては其貯水を以て補給して有効に使用出来ることになつてゐる。

水壓鐵管は内徑一〇尺、長三八四尺、鋼製銜綴管二條を屈曲點二箇所に於て混泥土アンカーブロックにて固定し、間隔三〇尺毎に小支持台を設けて布設した。鐵管と水車とは徑一〇呎より八呎六吋へ漸次縮小した長一八尺のコンカルバイブによつて接続され其間にバツターフライバルブを設置した。

本發電所用水車は堅軸單渦卷フランシスタービンで、

キロワット(

馬力)回轉數二

三一回毎分のもの貳臺で内、一臺は豫備とした。

發電機は交流三相式五〇サイクルで、電壓

ヴォルト、容量

キロヴォルトアンペアの

もの貳個で、内壹個は豫備となつて居る。

主要變壓器は屋内用で單相油入水冷式コア型で、容量三、三三〇キロヴォルトアンペア四箇(内一箇は豫備)を設置して居る。

工事狀況 本發電工事現場は日豊線富高驛より主として耳川沿岸を遡る事七里半餘、更に取水口堰堤迄は一里餘ある。此當時迄未だ貨物自動車發達せず、工用材料は大部分馬車により、貨物自動車は僅に補助的に使用した。重量物運搬にはトラクターを使用し總重量一〇、〇〇〇噸餘を運搬したのであるが、縣道が耳川本流を横斷せる箇所八重原では從來漸く渡船を以て連絡を保つ狀況にて交通の一大障害であつたのを、地元の協力を得て上流に向つて左岸を川沿ひに道路を開鑿し、二間幅にて延長三二二尺の鐵索吊橋を架設し、運搬設備の萬全を期し、又重量物は舊縣道を使用し從來の場所にて川船を新造して川渡しの上運搬し、吊橋はセメント其他土木工用材料又は電用品の輕量のものに渡すことにした。之れが爲め土木工用材料九、七〇〇噸餘の多量も支障なく運搬を完了することを得た。

水路工事實施監督の爲め西郷村田代に建設所を設置し、現場を數工區に分ち、監督員を配置して其衝に當り、工事請負者は高千穂發電所と同様鐵道工業株式合資會社に一貫請負に附した。

工食用動力は延岡電氣株式會社の供給を受け、工事最盛期が恰も夏期渇水期に際會し動力不足を來したので、九水宮崎營業所の援助を得て事なきを得た。發電所用機械器具の内重量物搬入には、富高驛より八

重原に至り、縣道の耳川横斷箇所は川船を以て川渡しをなし、舊道路を運搬した。道路比較的平坦であるのと重量も最大八吨程度で、當時は相當困難を感じたのであるが、道路七里餘途中橋梁十四ヶ所に補強を施し、主としてトラクターを使用して些かの故障もなく機械類全部無事運搬を完了した。

本工事に附帯して施行した工事で特に記録すべき事は、前記八重原の道路新設と吊橋架設の外に工所用材料運搬に必要な道路の開整である。前述の如く縣道は田代を終點として中斷されて居るので、將來当社が耳川筋に於て上流に向ひ次ぎ次に工事を遂行する上に必要であるは勿論、差當り當發電工事に於ては笹陰堰堤以下水路工事施工上是非道路改修の必要があるので、昭和二年十一月道路建設に關して縣と契約を結び引續き道路工事實施を出願した。越て昭和三年一月知事の許可を得たので直に古川笹陰間道路改修工事に着手し、此區間は縣の監督の下に当社に於て施工し完成した。昭和三年十月道路建設に關する縣との契約は笹陰より上流稚葉に至る間は縣に於て施行の事に變更され、金壹百萬圓寄附契約を締結した。

又田代發電所の笹陰堰堤築造により下流より上流に向つて從來營み來つた舟筏業者も自然轉業又は廢業の爲め損害を蒙るが故に、豫て其補償方を申出たので、他の例を參酌して適當に協定の上補償し、將來の工事に支障なき様解決した。

斯くて工事は順調に進捗し、水路は昭和四年十二月三日宮崎縣廳の竣功検査を経て四日通水し、電氣工事は十二月十四日逓信省の落成検査を了へ、假使用認可を得引續き運轉を開始した。

當發電所の水車並發電機は何れも國産品を採用し、水車は電業社原動機製作所に、發電機其他電氣諸機械は芝浦製作所に夫々注文供給を受けたが、其製品は何れも優良であつて据付試運轉等成績頗る良好であつ

た。据付工事は當社職員の直營であつて、其熱心なる努力の結果工程も豫期の通り進捗し得た。

土木工事は鐵道工業株式会社合資会社の一手請負に付し、高千穂發電工事と相呼應して工を競ひ、同社職員以下の誠實精勵によつて順調に進捗し、豫期以上の成績を擧げた。

工所用諸材料、機械類は日豊線富高驛附近に柳井組により特に設備した倉庫に一應格納し、工事施行に順應して現場附近に當社が設けた笹陰、坂本、古川及マシ谷の四倉庫に隨時運搬せしめ、之れより各現場に更に配給したのであるが、發電機其他機械類の重量物四六〇吨は途中八重原に於て特に新調した川船に移し、耳川本流を横斷渡河し、七里の道程をトラクター及神樂機を使用して何等故障なく完全に且つ迅速に運搬を完了した。工所用セメント約八、〇〇〇吨、硅藻土七四〇吨外に鐵筋用鐵材並門扉類等の重量物を含め約九〇〇餘吨と最大八吨の變壓器を初め運搬困難の物品をも完全に運搬完遂し得たのは、請負者柳井組職員の注意周到にして斯業に熟練せる現業員を配し監督行届きたる結果に外ならず工事工程上聊かも支障なかりしは其功績に負ふ所頗る大なるものがあつた。

第六章 山須原發電所

一、山須原發電所

本水路は耳川水系に於て住友吉左衛門氏の有する既許可水利地點の内第三水路であつて、西郷村山三ヶ字鳥ノ集に於て耳川本流を取入れ、字蜀漆ノ平に於て發電の上、本流に放水することになつて居る。

田代發電所の笹陰堰堤より約一里二五町の位置に發電所を設け、鳥ノ集堰堤迄は更に一里上流である。本水路の堰堤兩岸及河床部は何れも堅岩（主として硅質粘板岩）露出し、取水口上流沿岸一体は山岳重疊し、雜木繁茂して水源を涵養し、流域面積は三八・八一平方里で雨量も多き部に屬する。

本水路工事は當社第二期工事計畫中主要工事として昭和四年十月度重役會に於て起工の事に決定し、同十二月十日起工し、工事中堰堤用地買収に齟齬を來した外多少困難なる事故に遭遇したが、概して順調に進捗し、昭和六年十二月末竣工、同七年一月竣工検査を了へて通水した。

電氣工事は昭和六年六月七日起工、翌七年一月二十一日逕信省の落成検査を経て假使用認可を得た。

本水利使用は住友吉左衛門氏の名義であるので、同氏名義を以て當社施行し、完成の上同氏より水利使用

權移轉の許可を申請し、昭和七年四月二十一日許可を得、當社に譲受けた。

設計概要 本水路は東臼杵郡西郷村山三ヶ字鳥ノ集の急湍上流約一二〇間の箇所にて耳川本流を横斷し、河床上高さ（満水面迄）八二尺、延長三〇〇尺八の堰堤を築造して、上流塚原に達する二里の間を貯水池とし、堰堤右岸に取水口を設け、之れより一、三八九間六三の耐壓隧道を通して、水槽に導き、二條の水壓鐵管によつて字蜀漆ノ平にて耳川本流右岸に設けた發電所に導水し、水車を通して三一尺の放水路を経て本流に放水することになつて居る。

之れによつて最大使用水量一、四〇〇立方尺、有効落差一三三尺五、最大出力

キロワット

を得ることになつて居る。

本水路堰堤は前記の如く鳥ノ集急湍稍上流に設け、可動堤は鋼製テンターゲート八門からなつて居る。水門の開閉其他凡て取水口附近に設けた操作室から遠方操作し得るやうになつて居る。魚道は左岸の山腹に沿ひて、山側及底部は堀放し、河側は混泥土道である。取水口は堰堤上流右岸に設け、制水門は電動手動兩用の捲揚装置を有する鋼製のストローニーゲート二門を備へ取水量の調節をして居る。

水路は全部耐壓隧道で勾配は一、〇五〇分の一馬蹄形混泥土卷立をなし、殊に軟弱箇所には鐵筋を補強し更に一間半間隔にモルタル・グラウチングを施工した。

水槽は發電所前の山背を切均し、更に深さ七九尺を掘鑿し、内徑六〇尺の鐵筋混泥土造圓筒型シンブルサイジタンクとし、其底部に内徑三尺、長さ九三尺六の排砂鐵管を敷設し、余水路に排砂する装置となつて居る。餘水路は水槽より溢流せる水を承けて、在來の溪流を整理して利用した。

水槽より水壓管に移るのであるが、水壓管は上部は圓形鐵筋混凝土卷隧道一條で、途中Y字管にて二條に分岐し、山腹に沿ひ敷設した。此水壓鐵管にはY字管の下部にスルースグートを設置した。

放水路は混凝土造とし、延長三〇尺九八、内四分の一は暗渠、以下開渠となつて居る。

發電所は西郷村大字山三ヶ蜀漆ノ平に在つて、同所用水車は豎軸單渦卷リアクションタービン

キロワット)

馬力) 回轉數二三一毎分(五〇サイクル) 二七七毎分(六〇サイクル) のも

の二臺を設置した。

發電機は水車直結全密閉型三相交流回轉電磁型、電壓

ヴォルト五〇及六〇サイクル兩用

キロヴォルトアンペア二臺を設置した。

主要變壓器はコア型、屋外用單相油入水冷式容量

キロヴォルトアンペア四箇を設置した。

工事の狀況 當水路工事現場は笹陰堰堤より上流約二里の地點より更に一里に亘り鳥ノ巢堰堤に至る間縣道工事であつたが、鳥ノ巢堰堤下流隧道工事竣工迄は一時交通不能で對岸を通行し、堰堤工事施行には差支なき様道路工事を竣工した。下流八重原では田代工事當時と同様吊橋を手入れして輕量資材を運搬し、重量物は下流に於て特製の川船を以て渡河して八重原舊道を運搬した。

水路工事は現場を二區に分け監督員を配すると同時に、小八重に建設所を設置した。

水路工事は鐵道工業株式合資會社の請負に附し、工事用動力は田代發電所より供給した。

發電所用機械器具類搬入は富高驛より八重原を渡河し、途中橋梁數ヶ所に補強を施す事は前工事當時と同様で、田代より上流は豫て當時縣に於て工事に支障なき様道路橋梁を設計施工せられたのであるから、

運搬には何等支障なく順調に完了した。

斯くて水路工事は堰堤用地の一部買収に就き齟齬を來し訴訟提起等の事故あり一時進捗を妨げられたが其他は概して順調に進捗し昭和六年十二月末竣工、翌七年一月中旬崎縣の竣工検査を経て通水し、電気工事は昭和七年一月十二日工事落成届出で、二十一日落成検査を受けて假使用認可を得、試運轉の上四月一日から使用を開始した。

尙發電所の水車、發電機は何れも日立製作所の製品を、主要變壓器及配電盤類は芝浦製作所の製品を、其他の機械は日立製作所製品を採用し、起重機は住友別子鑛山新居濱製作所製品、水門類は横濱船渠株式會社製、水壓鐵管は株式會社播磨造船所製品を採用した。

機械の据付は主として當社の經驗ある熟練職工の手により直營して施行した。

土木工事は鐵道工業株式合資會社一手の請負で、田代、高千穂兩發電所工事に於て充分經驗を得て、一層迅速且つ支障なく施工し得た。

本工事に用材料機械器具類の運搬に就ては豫て前各工事に於て充分經驗を有する柳井組の請負に附し、富高驛に在來設置したる倉庫に一時格納し、現場の必要に應じて支障なき様運搬を完了し得た。

本工事中昭和五年十月、豫てより當社工事施工の爲め從來耳川流域に於て漁業を営み居る者より漁獲減少の損害を蒙るを理由として、業者を糾合して其對策を講究し、遂に村長及漁業組合等より縣知事に陳情する所あり、當社も其陳情を受けたのであるが、縣に於ては水産課等にて種々調査研究の結果、漁獲減少の補償として魚類養殖設備を計畫し之れが施設費及維持費並差當りの損害補償等を漁業組合を通じて營業者に

交付する爲めに金拾萬五千圓也を縣に寄附する事に協定、爾來十五ヶ年間夫々其時機に應じ納付し、其金額は耳川同水利地点の分擔としたのである。

第七章 塚原發電所

一、塚原發電所

この水利地點は住友左衛門氏に許可せられたる耳川系四箇地點中の上流より第二位にあるもので、耳川第二水路として取扱はれたのである。山須原（耳川第三）水路取水口より約三里、諸塚村大字七ツ山字谷口に於て耳川本流を横斷して古園に堰堤を築造し、更に支流七ツ山川及柳原川の河水をも取入れた。即ち柳原川取水口より隧道を経て七ツ山川取水口上流に注水し、七ツ山川に合流、更に七ツ山川取水口より隧道を流下して前記古園堰堤上流に於て耳川本流に注入することになつて居る。

堰堤左端に取水口を設け、二、一三〇米の耐壓隧道を経て諸塚村大字家代字枝ノ崎に於て發電の上耳川本堰に放水するものである。

流域面積は耳川本流は四一〇・六平方糎、七ツ山川八三・九平方糎、柳原川五〇・九平方糎、計五四五・四平方糎であつて、之等流域内には松杉等の針葉樹の外、栗、茸木等の雜木林を有し、上流に至るに従つて山深く、各所に住友林業所其他により盛に植木が行はれて居て、自然水源涵養せられて居る状態である。

第二水路は當社並に住友の有する既許可地點の内最大のものであつて、之れが起工に就ては頗る重大視され、時恰も財界不況時代に準備せられた第二期工事の後を承けて起工には相當難關があつた。先づ昭和六年九月十日着手前の準備工事として宮崎縣知事の許可を得て堰堤豫定地の地質調査を開始し、更に山須原工事請負者鐵道工業株式会社合資會社に假排水隧道工事のみを請負はして施行し、只管本工事着手の時機を待つた。其間工事實施設計をなし排水隧道工事を完成し、堰堤豫定地の地質調査も追々進捗して昭和九年二月調査略は終了したので、専門家に地質の鑑定を委屬し、其鑑定書を宮崎縣知事に提出した。

昭和九年後半に入りて愈々電力界の趨勢急激に好轉し、前途の見透しも自ら明瞭となつたので、漸く塚原水路工事起工の機運到來し、工事實施の事に一決した。先づ工費用諸材料運搬の爲め架空索道を架設することとし、其調査並に架設用機械及材料の準備に着手し、昭和十年三月宮崎縣知事に延岡市と工事現場古園（堰堤地點）間に運搬用架空索道架設願を提出し、十年七月許可を得て工事に着手、翌十一年初竣工した。

水路土木工事は昭和十年八月二十七日起工し、工事中堰堤用地買収に關し訴訟を提起し又は土地收用法による諸手續をなす等頗る困難に遭遇し、工事工程にも不尠支障を來したのであるが、昭和十三年九月二十日竣工し、宮崎縣より假貯水及取水の認可を得、支流七ツ山川水路は之れ亦堰堤箇所の用地買収に時日を要し、爲めに稍遅れて同年十二月十六日通水認可を得、更に柳原川水路は十四年十二月七日竣工、通水の

認可を得て全部の工事が完成した。

電気工事は昭和十一年一月八日起工し、同十三年九月二十日竣工に付、逓信省の落成検査を経て同月廿六日假使用認可を得た。

本発電所工事は住友吉左衛門氏名義の下に當社之れを施行し、工事半ばにして昭和十二年二月宮崎縣知事より水利使用權を當社に讓受けに付き許可を受けた。而して落成検査の際検査官の注意により出力増加の申請をなし、昭和十四年七月卅一日出力

キロワットを

キロワットに變更の件

新に認可を得た。

設計概要 水路は宮崎縣西臼杵郡諸塚村大字七ツ山字谷口に於て耳川本流を横斷して堰堤を築造し、取水口より水槽迄の水路は全部耐壓隧道であつて、其延長二、一三〇・五米、勾配は上流二、〇〇〇分の一、下流八〇〇分の一、全部鐵筋混凝土卷立とした。

外に柳原川、七ツ山川兩支流の河水引用に隧道を設け、何れも混凝土卷立とし、勾配は七ツ山川隧道は一、〇〇〇分の一、柳原川隧道は一、一五〇分の一とした。

古園貯水池の堰堤は左岸七ツ山字谷口四四三番ノ一、右岸東臼杵郡西郷村大字山三ヶ字野々尾四五六一番ノ二を結び、耳川本流を横斷して築造し、基礎岩盤の地質は千板岩質粘板岩、石炭粘板岩並硬砂岩の互層である。河床上高(満水面迄)七三米、平水面上七二・二一米、敷幅六六・二六四米であつて、天端非溢流部一四七米、溢流部六八米(内可動扉部五六米)である。可動扉は有効幅員七米、高さ五・九米のランタ―ゲート八門であつて、各門扉毎に一〇馬力電動捲揚機(手動兼用)を設備した外二〇馬力豫備ガソリンエ

ンヂン一臺を備付けた。

支流柳原、七ツ山堰堤は何れも硬質岩盤上に築造し、玉石入混凝土造り溢流型、右岸寄りには排砂路並流水路を附設した。

本流取水口は貯水池堰堤々體內左岸寄りに設け、圓形の二條より一條に合し耐壓隧道に連結し、二、一三〇・五米の隧道を経て水槽に達する。

水槽は臺地の岩盤を井戸形に掘り下げ混凝土卷立をなしたデフアレンシヤル、サージングであつて、地表部及ライザーは鐵筋混凝土卷立とした。ライザーは壓力隧道と水壓管隧道との接續部に直立に設置した。

排砂路は延長三二一・六、耐壓隧道中水槽より四二・九三米上流の箇所に延長一八米、内徑九〇糎の排砂管を布設し、其周圍を混凝土にて巻立て出口に制水弁を設け、それより下流は上幅三米、底幅一・八米、深さ二米延長七五・六米、側壁練積石垣底張り混凝土造の開渠に連結し、更に延長二二八米の混凝土造暗渠により隧道内の土砂を七ツ山川に放流する設備とした。

水槽より水壓管隧道を経て四條の水壓鐵管に導水し、ユニカルパイプにより各水車に連結せしめた。

水壓管隧道と中部鐵管との接續部分並に各屈曲點七ヶ所にアンカーブロックを築造して水壓鐵管を固定し、猶中間約七米間隔に八ヶ所のコンクリート造り小支持臺を配置した。

第二固定臺上部に開閉装置を有する油壓式バッテリーフライバルブ各バルブにバイパスを具へて、主弁の開閉を容易ならしむる構造である。

水車を廻した水は四條の放水路を経て耳川本流に放水することになつて居る。

當發電所用水車は堅軸單放水渦巻フランシスタービン 馬力、三三三三及四〇〇回轉毎分のもの四臺とし、發電機は堅軸水車直結回轉電磁閉通風型五〇及六〇サイクル、電壓 ヲルト容量 キロヴォルトアンペア四臺とした。主要變壓器は耳川變電所に設置し、發電所には所内用機器のみを設置した。

工事狀況 當發電所土木用材料及機器類は凡て日豊線富高驛より一二里の行程を運搬の必要があるが、山須原工事時代より更に約二里を廻つて發電所に達するので、機械類の重量物は凡て富高―塚原間をトラックにて、輕量品はトラックを以て運搬されたのである。

西臼杵郡諸塚村家代字枝ノ崎附近に建設所を設置し、發電所及耳川變電所土木工事監督には別に工事詰所を設置して監督に當り、又堰堤工事及隧道工事監督の爲め古園に工事詰所並にコンクリート試験設備を設けた。

電氣工事は發電所及變電所に夫々現場工事詰所を設けて、直營を以て据付工事に従事した。

水路工事は貯水池堰堤及本流隧道の上流側中途迄株式会社間組に、下流側及支流取水工事並發電所基礎及建築工事は株式会社西松組の請負とした。

工所用セメント、鐵筋用丸鐵、砂等の所用材料は社給とし、工所用動力も亦當社から供給した。

本水路工事中は恰も電力需要激増の時代であつて、其竣工を待望せらるゝ事が頗る急であつた。幸ひ其前半に於て凡ての準備を整へて居たので工事は頗る順調に進捗を見たのであるが、後半に於て支那事變勃發

の爲め、兼てより工所用資材漸く窮乏となつて居たのに一層其度を増し、特に鐵材、電線類は供給激減し従つて價額昂騰し、此頃より購入に困難を感ずると同時に建設費も嵩む事となつた。當社は幸ひ既に鋼材等を除き其他大半の注文を了して居たので、事變の影響は一部に留まり輕微で済んだが、事變下應召者續出し人夫激減し且つ單價も追々昂騰し屢々之れが變更増額を餘儀なくせられた。

堰堤工事に就ては前陳の如く其用地買収に際し豫期以上困難なる事故發生し、多額の費用と工事進捗上不尠影響を蒙り、爲めに稍工期遅延等の事はあつたが、他に殊更に影響すべき事故なく、豫定の工期前に順調に支流工事を除き本工事を完成し得たのであつた。

發電所用機械器具の搬入に就ては既に縣道開通して居たので、富高より塚原乃至古園現場迄の運搬には田代より下流の橋梁補強等は従前通り施行し其他何等困難を來さなかつたが、發電所現場附近が頗る狹隘であつて機械類等大物の格納に不便少なからず、据付工事進捗上支障なく順序よく整然と運搬することに苦心を要した。幸ひ請負者北組は柳井組時代より下流建設工事に於て充分經驗を有する熟練したる現業員を有し且つ注意周到で、聊も事故なく運搬を完了し得たので、工事進捗上不尠便宜を得た。

當發電所の機械類は何れも國産品を採用し、水車は電業社原動機製作所製、發電機並配電盤類は東京芝浦電氣株式会社製品を採用し、起重機は住友機械製作株式会社製の製品を採用した。

尙水門類は本流石川島造船所、支流今村製作所の製作であつて、水壓鐵管及排砂門は株式会社酒井鐵工所に製作据付方を註文した。

第八章 營業概要

九州送電は本來發送電の事業を自ら營み、鹿兒島縣を除く九州一圓に五〇馬力以上の一般供給を許可せられて居るが、資本構成の立場上、出資會社の必要に應じて階段的に工事を進め、又その發生電力は、宮崎縣の地許を除いて全部を九水及び東邦に於て消化する仕組みとなつて居るので、一般供給の許可ではあるが、その實特定供給と同じ形ちにて營業する結果となつた。

即ち昭和二年九水及び東邦との間に需給契約を結び、第一期工事である高千穂發電所の落成を待ち昭和四年五月、九水に供給して營業を開始し、東邦に對しては、九水よりの振替へにて同年末より供給することになつた。

昭和五年より九年に至る四年間は電力界沈衰時代で、九送も亦その影響を免かれることが出來ず、この期間が最も苦しい時期であり、このため塚原の計畫を一時休止の止むなきに至つた事情は前章に述べた通りである。

よつて創立當時よりの念願であつた八幡製鐵所への電力供給を企圖し、種々交渉を重ねた。

製鐵所への電力供給は野田大塊翁が九送創立當時力説した點であるが、實際は和田豊治氏を始め電力界の先達は随分以前よりこゝに注目して居たのであつた。

九水初代の社長である濱口吉右衛門氏は特に熱心で、上野山重太夫氏の追懷談によれば、

濱口社長は一夕某旗亭に時の製鐵所長官中村雄次郎氏を招き、豊川良平、古市公威氏等立會の上、製鐵所は石炭を焚くのを止めて自分達の拵へる水力電氣を使つて貰ひ度ひと懇々依頼したが、中村長官はどうしても聴き容れない、果ては有限の石炭と、無限の石炭と國策上何れが有利かと甲論乙駁互ひに意見が昂じて双方大立廻りを演じ、立會ひの兩氏が仲裁に入つて漸くその場を納めた。

と、いふ挿話もある位である。

昭和七年十二月末九送發生電力使用方に關し、陳情書を八幡製鐵所長官宛に提出し、製鐵從來の自家發電方針を改めて、民間よりの受電方を懇請し、當時の九水社長麻生太吉氏は九州電力界全体の立場より電力統制の枠内に製鐵所を容れることの必要を強調して、自ら出頭九送の陳情に對して直接製鐵所との交渉の任に當り再三足を運んで努力した。

然し製鐵所は外部とサイクルを異にするため、變更設備費用の負擔及び電力料金などの協定に關して種々面倒なる事情錯綜して、遂ひに送電連絡の機運に至らず、交渉は中途にして斷絶の止むなきに立ち至つた。

尤も製鐵所は後ちに西部共同火力に参加し、従つて永年の問題も自然解決したのは九州の電力統制上重要な收獲であつた。

それは兎も角昭和七年中山須原発電所を始め三ヶ所回淵発電所落成し、益々電力は過剰を來たし、この状態は昭和八年上半期まで續いた。

この間延岡市の延岡アンモニア絹絲會社と電力需給交渉を開始し、これに關する工事の出願をなし、昭和九年特殊電力 キロの供給を開始した。このため延岡電氣の田代送電線を九送に於て使用する事になり、延岡電氣に對しても少量を供給することになった。

昭和九年以降は電力需要好轉し、從つて九送に對しても各社は競つて受電々力を確保する傾向となつた。九水、東邦に對する契約は多少の消長はあつたが、昭和九年には九水は定電力 キロを増加し、東邦へは臨時補給電力 キロの供給を開始し、このため九送だけの設備では間に合はず、九軌より逆に補給を受けて供給したほどであつた。

斯くて九送は、現在すでに開業して居る區域は宮崎縣の一部と、大分縣、福岡縣及び熊本縣の一部であつて、昭和五年五月一日大分縣日田郡に於て九水に、同年十一月久留米に於て東邦に供給し、昭和六年五月一日福岡縣八女郡にて九水羽犬塚變電所に供給を開始し、昭和七年七月福岡縣嘉穂郡に於て九水鮎田開閉所に供給し、昭和九年三月馬見原連絡線により旭ベンベルグに供給を開始し、熊本縣阿蘇郡に營業を開始した。

昭和九年七月十一日田代發電所より延岡電氣に電燈用電力を供給し宮崎縣東臼杵郡に開業し、十年四月末富高送電線により旭ベンベルグ會社に供給を開始し、十月末諸塚村の一部々落電燈電力供給に伴ひ延岡電氣に供給して西臼杵郡に營業を開始した。更に十三年八月九水登尾開閉所に於て九水に供給し、十一月

二十五日より九水上津役變電所に於て八幡市に於ける營業を開始した。

昭和四年開業當時の發生電力は最大

キロ、その販賣電力は年平均

キロに過ぎな

かつたが、塚原工事完成後は發生電力最大

キロ、その販賣電力は年平均

キロに

達し、岩屋戸工事完成後の現在發生電力は實に

餘キロに達し、これを舉げて日本發送電に

讓渡したのである。回顧すれば眞に隔世の感なきを得ない。

昭和十四年四月一日日本發送電會社に命令によりその設備全部を出資するまで、九送は實に建設工事にその全力を傾注し、その一方九州の電力會社各社間に介在して、各社相互間の電力融通、又は取引の圓滑を計るため、その仲介の勞を取り、塚原工事落成によつて、最も有効に電力の需給統制が實現されたのであつて、その間に九送が九州電力界に貢獻した功績は實に偉大なものであつた。

第九章 營業計畫並に其經過

最初大正十年四月十六日電氣事業經營の許可を申請し、大正十三年十一月十三日遞信大臣の許可を受け、其起業の目論見は五〇馬力以上の一般電力供給並電氣事業者に電力供給をなす爲め、五〇及六〇サイクル

の兩系統の送電線路を設け、大淀川水力電気株式会社其他より電力を受けて、地元宮崎縣下を初めとし遠く大牟田、佐賀、八幡等の各地に輸送し需要に應ずる計畫であつたが、大正十三年愈々許可を得て起業するに當り、兼てより財界不況なるに剩へ關東大震災の後を受けて此計畫遂行困難の状態であつたので、最初の計畫を改めて漸次事業の遂行を圖る方針を採り、更に他社の電力を買電して供給するのみならず、自らも發電所を建設して發電事業をも營む事とした。先づ東邦電力株式會社に許可された五ヶ瀬川上流の水利使用權を譲受け、續いて住友吉左衛門氏より委託を受けて耳川筋の水利地點を開發する事として營業の計畫も自ら確立し、此兩川筋の水利地點(出力合計約　キロワット)を順次開發し、水利地點に乏しき九州に於て貴重なる天賦の寶庫を開き、又は電力を輸送して當社の使命を果すべく計畫されたのである。

而して第一期工事計畫として五ヶ瀬川筋の高千穂發電所を建設して、大分縣日田郡中川村女子畑に於て九州水力電気株式會社に電力を供給する事とし、更に耳川筋に於て田代發電所を建設して其發生電力を高千穂變電所を經由して同じく九州水力に送電することにした。此送電線路は九州の中央背嶺部を縦走し、女子畑に達して居るが、田代發電所高千穂變電所間の内高千穂寄りの二三軒一三と高千穂女子畑間七一軒五は福岡幹線の一部で　ヴォルトの大送電線路としたが、當時九州唯一の特高送電線路であつた。外に東邦電力株式會社には女子畑久留米間に　ヴォルト送電線路を設けて九州水力たより六〇サイクルの電氣を受けて供給する事とした。

引續き第二期工事計畫として耳川筋に山須原發電所を、五ヶ瀬川筋に三ヶ所、回瀾兩發電所を開發し、既設福岡幹線を延長して鯉田に於て九州水力に供給することとした。

更に昭和十年十二月第三期計畫として塚原發電所開發の事を決定し、耳川變電所を設置して耳川系各發電所の發生電力を集め、　萬ヴォルトを以て送電する當初の豫定計畫を實現した。尙福岡幹線を更に延長して八幡市上津役に達し、上津役變電所を新設し、九州水力に對し鯉田及上津役の兩所に於て供給することとした。同時に高千穂變電所より九水登尾開閉所に至る　ヴォルト登尾送電線

路を新設して、塚原水路開發による増加電力の消化の爲め此方面にても九州水力に供給する計畫とした。

而して昭和十三年乃至十四年に於て塚原發電所の關聯工事は全部完成を見たのであるが、之れにより既設々備によつて得る發生電力(設備出力)　キロワット餘は宮崎縣下に其一部を、其他の大部分は北九州方面に送電供給さるゝことになつた。

昭和十四年四月一日日本發送電株式會社設立後未着手の水利地點開發は主として同社に命せらるゝ事になつて居る關係上、次期發電計畫に就ては兎角種々の困難を來し、電力の不足を告ぐる事頗る急であるに拘らず電源開發に要する資材頗る窮乏であつて、會社自体では到底其所要材料の入手困難の状態であり、剩へ諸物價著しく昂騰し金融硬塞し、旁々以て起工は頗る困難と見られたが、當社は兼て優秀斬新なる工事設備を有し、其他凡百起工に有利なる條件を備へ居り、且つ當社事業の達成を切望し熱心に上流地點の開發を請願した結果、官廳に於ても遂に當社に對し岩屋戸水路の開發を許可せられた。

第十章 營業開始

前記の如く時運の進展に伴ひ電力需要の趨勢に順應して發電地點の開発に従事し、第一期計畫の工事完成と共に昭和四年五月一日高千穂發電所の電力を以て營業を開始した。即ち昭和二年既に九州水力電氣株式會社及東邦電力株式會社との間に其發生電力に就き需給契約を締結し、高千穂發電所發電開始により先づ九州水力電氣株式會社に供給して營業を開始したのである。尙東邦電力株式會社に對しては久留米送電線路完成後昭和四年十二月末より供給を開始した。

第十一章 營業狀況

當社營業開始後營業の傍ら順次既定計畫遂行に努め、營業設備を増すに従ひ社礎彌々堅く、たゞ當社の營業狀態は他社と共に設立の當初より趣旨を異にし、出資會社の必要に應じて當社の建設工事を進め來つた

のであつて、恰も特定供給をなす形である。

昭和五年より同九年に至る四ヶ年間は、電力界は最も沈衰時代であつた。従つて前記關係の電氣事業會社にても自社の保有電力を以て各其得意先の需要を充すに足る状態であつて、當社發生電力は契約以上の供給は到底困難であつたので、不定時電力すら消化頗る至難とされて居た。

昭和七年山須原發電所を初め、三ヶ所、回漕發電所竣工し、益々電力過剰を來したけれども、新規需要なく、空しく過ぎて昭和八年上半期に至るも、乍遺憾未だ定電力としては増加の見込なく、愈々苦境に陥り營業成績も最悪状態に沈む事となつたので、關係各社の諒解の下に、宮崎縣下に於て延岡市の延岡アンモニア絹絲會社と電力需給交渉を開始し、略見込立ちたる爲め、之れに關する工事の出願をなすと同時に、工事準備に着手した。

然るに昭和八年下期に入り財界の好轉に伴ひ一般電力界は漸く活況を呈し來り、需要増加の傾向愈々顯著であつて、關係會社とも臨時定電力の需給契約を締結するに至り、稍向上して來たのである。

斯くて昭和九年上期に於て旭ベンベルグ絹絲株式會社（延岡アンモニア絹絲の改稱）と電力需給契約を締結して、特殊電力

キロワットの供給を開始した。

之れより先、旭ベンベルグ絹絲會社に電力供給の爲めに延岡電氣株式會社の田代送電線路を當社にて使用する事となつたので、田代方面の延岡電氣の供給用として少量の電力を田代發電所より會社變電所に供給した。

尙九州水力及東邦電力會社に於て一般電力需要激増に伴ひ當社よりの受電々力も就つて確保する傾向を

示し來り、兩社に對し契約の消長があつたが、結局昭和九年中に九州水力電氣株式会社に對し定電力

キロワットの契約増加を來し、更に東邦電力株式会社に臨時補給電力

キロワットの供

給を開始する等、當社發電力にては供給し得ず、他社（九州電氣軌道會社）よりの補給を仰ぎて供給する程需要の激増を示したのである。

昭和十年度に入つて旭ベンベルグ絹絲會社に對しては富高送電線路による供給を開始し、一方近時激増した電力需要に應ずる爲め塚原發電所建設工事に着手し、其着手前に九州水力電氣株式會社及東邦電力株式會社の兩社と其發電力全部に就き需給契約を締結し、塚原發電所の發電開始は實に早天に雲霓を望む以上に待望せられたのであつた。

斯くて昭和十三年十一月塚原發電開始に至る間は、既設發電所は每期其全機能を傾注して電力の需要に應じ來つたのであるが、此間電力契約には確固變動なく營業狀態は愈々安泰であつた。塚原發電所は竣工後最も有効に利用せられて、九州電力界に貢獻する所頗る多大であつたが、恰も此時期に於て電力管理法の發布となり、昭和十四年四月一日日本發送電株式會社設立と共に、當社の送變電設備は殆んど全部出資又は貸與の事となり、翌十五年二月一日更に貸借設備を同社に讓渡したのである。従つて當社發電所は全部昭和十四年四月一日以後國家管理となつて、其發電力は舉げて日本發送電株式會社に供給する事となつた。

其過去十數年間は自然建設工事が中心となり、營業は之れに附隨した觀があつた。然かも當社の營業は前述の如く主として關係出資會社への特定供給であつて、一般供給は僅か其一部に過ぎないので至極單純なものであつた。

然しながら當社の營業發展の經過を見るに、營業開始當時の販賣電力は僅かに

キロワットで

あつたが、現在に於ては

キロワットに達し、約十倍強である。

尙當社は其設立の趣旨に基き、其供給區域が九州一圓に亘る關係上、他會社の間に介在して他會社相互間の電力融通又は取引の圓滑を計る爲めに其仲介の勞を取つた事はあつたが、當社營業上には常に電力量に於て差引かるゝ事となつて居て、影響なき爲め茲には省略する。

第十二章 電力販賣

當社の電力供給地域は鹿兒島縣を除き九州一圓となつて居るのであるが、當社事業の發表に伴ひ其供給により營業開始地域も自然と擴大されたのである。現在迄に開業して居る地域は宮崎縣の一部と大分縣、福岡縣及熊本縣の一部であつて、當社開業は先づ昭和四年五月一日大分縣日田郡に於て行はれたのを初めとして、昭和四年十一月には久留米市に於て東邦電力への供給により開業し、六年五月一日には福岡縣八女郡に於て九州水力羽犬塚變電所に供給開始した。昭和七年七月福岡縣嘉穂郡に於て九州水力鯉田開閉所に供給開業し、越えて昭和九年三月馬見原連絡線によつて旭ベンベルグ絹絲會社へ供給開始して、熊本縣阿

蘇郡に營業開始した。

昭和九年七月十一日田代發電所より延岡電氣株式會社に電燈用電力の供給開始して宮崎縣東臼杵郡に開業し、翌昭和十年四月末富高送電線路によつて旭ペンベルグ絹絲會社に富高閉所に於て供給を開始した。昭和十一年五月七日富高送電線延長部分使用認可あり、五月七日より延岡電氣富高變電所に於て供給開始した。之れより先昭和十年十月末諸塚村の一部々落電燈電力供給に伴ひ、所要電力を延岡電氣に供給して西臼杵郡に營業開始した。

更に昭和十三年八月登尾送電線路落成によつて、九州水力登尾閉所に於て九州水力に供給開始した。同年九月塚原關係諸工事成假使用認可を得て、十一月二十五日より九州水力上津役變電所に送電供給をなし、福岡縣八幡市に於ける營業を開始した。

今各營業期に於ける營業電力及供給電力の狀況を示せば、次の表の通りである。

期 別	營業電力(水力發電力) (設備田力)	販賣電力 (平均)キロワット	說 明
昭和四年上期(二ヶ月)		五、三三七	五月一日九水へ供給開始ス
昭和四年下期		五、七三五	〔十二月十四日田代發電開始、十一月ヨリ東邦へ供給開始ス〕
昭和五年上期		六、八三三	〔四月二十日ヨリ臨時電力三、〇〇〇キロ東邦へ増加供給ス〕
昭和五年下期		七、二〇〇	財界不況、不定電力稍増加
昭和六年上期		八、七四四	〔東邦臨時電力三、〇〇〇キロ増加、不定四厘ニ變更〕

昭和六年下期	八、七六六	東邦臨時電力十月二十日停止
昭和七年上期	一〇、三二〇	〔四月一日山須原發電、二月一日九州電力、九水、東邦ニ供給開始セリ〕
昭和七年下期	八、九三七	十二月一日三ヶ所、回漕發電ス
昭和八年上期	一三、九九九	
昭和八年下期	一六、四八八	〔東邦第一定責任量、二五〇キロ減、十月二十日第二定四、〇〇〇キロ増加ス(一四五毛)〕
昭和九年前期	一五、七三四	〔一月度ヨリ九水第二定四、〇〇〇キロ増ヨリ旭ペンベルグ供給〕
昭和九年前期	一四、五九九	〔七月度ヨリ東邦第二定六、〇〇〇キロ新ニ供給(一六五毛)〕
昭和十年上期	一六、二五三	〔東邦六、〇〇〇(第二定)九水ヨリ振替供給、九水第二定一〇、〇〇〇キロトナル〕
昭和十年下期	一八、七三三	〔量邦補給四、〇〇〇キロ、本年中潤水ナリ〕
昭和十一年上期	一七、六四九	今期潤水、東邦系契約ニ復ス
昭和十一年下期	一八、七七二	今期潤水
昭和十二年上期	一九、九五五	〔一月潤水、二月ヨリ降雨アリ、旭ペンベルグ七厘六七〕
昭和十二年下期	一九、四九〇	〔旭ペンベルグ臨時八、〇〇〇キロ(一、九五毛)〕
昭和十三年上期	一九、五〇四	〔東邦、九水不定六厘、旭ペンベルグ單價一、〇三三六〕
昭和十三年下期	二五、三〇三	〔十一月度塚原發電開始、十一月ヨリ東邦電力責任量復舊〕
昭和十四年上期	三五、三三八	〔旭ペンベルグ(一、三二毛)、四月度ヨリ日發ト受給〕

昭和十四年下期
昭和十五年上期
昭和十五年下期
昭和十六年上期
昭和十六年下期

五、〇六七
二九、五七九
五、一六四
四七、八九四
七、九二九

〔七月三十日塚原六、〇〇〇キロ公認、調水ナリ〕
大湯水
豊水
〔七月―九月、三ヶ月平均豊水十月以降供給ナレ〕

第十三章 建設工事資金調達

水力電気工事は最も多額の資金を長期に亘つて固定する特性を有する事業である。随つて之れが調達の巧拙は、直に工事費に直接影響を及ぼすことは自明の理である。

當社は創立と同時に第一期工事計畫を樹て、約壹千貳百五拾萬圓の工事資金調達に就きては株金の拂込、社債若くは借入金で以て充當する事とし、必要に應じ又經濟界の状況に順應して其方法を講究して、最も適切なる方法を探つて來たのである。即ち大正十四年五月創立當時第一回拂込金貳百五拾萬圓を徴收したものを以て水利權代、土々呂用地代其他諸種の經費に支辨すると同時に、其殘額を以て第一期工事に着手した

のであるが、昭和二年末迄は漸く高千穂發電所及女子畑送電線路等の工事半ばであつて、未だ拂込株金を以て支辨し得たのである。

昭和三年六月に至り追々資金の補足を要する事となつたので、住友信託株式会社と金四百萬圓の借入契約を結び、同年十一月第二回拂込株金を貳百五拾萬圓徴收し、一方住友信託株式会社よりは順次借入金を必要に應じて借入れて工事費を支辨し、昭和四年七月には第三回株金の拂込として金貳百五拾萬圓を徴收して工事費に充當した。

以上を以て第一期工事の大半を完成して、其設備を以て昭和四年五月一日營業を開始し、昭和四年十二月に於て漸く全部の完成を見たのであるが、此營業を開始する迄に要した建設費は、前述の如く發電所（高千穂、田代）變電所（高千穂）送電線（高千穂女子畑間、高千穂田代間及女子畑久留米間）此外に土々呂用地買収代其他を支拂ひ、羽犬塚方面の工事未完成であるが、約壹千貳百五拾萬圓を要して、之れに對する資源は株金拂込金三回徴收高合計七百五拾萬圓と其差額金五百萬圓也は住友よりの借入金によつて支辨したのである。之より先昭和四年十一月に更めて住友より五百萬圓參ヶ年の長期借入契約を結んで、前記借入金四百萬圓に替へ、資金の安固を圖る事とした。

然して昭和四年十月には既に引續き第二期工事を豫定計畫により起工する事を決定し、耳川系に於て山須原發電所、五ヶ瀬川系に於て三ヶ所、回淵兩發電所を起工し、之れに關聯して鮫田送電線路、嘉穂變電所を新設し、更に五ヶ瀬川送電線を建設する事になった。之れに要する工事資金は約八百萬圓で、其資源は前回同様拂込金又は借入金を以てする事とし、先づ當分は準備中にて資金も比較的要しないので、昭和五年

中は社内剰餘金で何とか支辨して行ける程度であつたが、昭和六年五月に株金第四回拂込金貳百五十萬圓を徴收し、創立株式は全額拂込済みとなつた譯である。此資金を以て第二期工事を進め、其差額を住友より順次借入れの事として之れによつて支辨し、財界不況の爲め増資困難の事情に鑑み、昭和七年十一月第一期建設の高千穂、田代發電所、之れに關聯した送電設備を以て工場財團を組成し、之れに抵當權を設定して擔保とし、既借入金五百萬圓也を長期借入の契約に、又第二期工事費補足分として借入を要すべき貳百六十萬圓也も同様工場財團擔保第二順位を以て借入契約をなし、何れも昭和十年十一月二十五日迄三ヶ年間の長期借入れとして、有利なる條件を以て固定せる工事資金の安固を圖る事とした。

以上第一期、第二期工事を通じ資金貳千萬圓を要する事になつて居たが、實際の所要高は約壹千八百七拾萬圓で、之れに對し資源は株金（創立株式）全額拂込にて金壹千萬圓也、住友より長期借入金七百六拾萬圓及社内保留金を以て支辨した。

第三期工事としては所謂塚原發電所關係諸工事であつて、之れが施工に就ては昭和五年以來引續く財界不況の影響を受け、山須原發電所工事竣工の當時昭和七年は最も沈衰状態にあつて、電力界も頗る振はず工事着手の時機にあらず、塚原發電所は官廳の許可命令による工事着手期間の關係により昭和六年三月工事着手の届出をなし、堰堤築造豫定地の地質調査及排水隧道（本川の假附替）工事並に用地買收を爲す外、未だ本工事に着手の時機到來せず、一時休止状態に留むるの已むを得ざる事となつたので、建設工事費資金としても、暫時自給自足し得る程度であつた。

斯くて昭和九年に入りて電力需用額に増加の傾向を示して來たので種々調査を進め、同年十一月度重役

會に於て愈々本格的に起工の事を決定するに至つたのである。此塚原發電所及關係諸工事の建設費總金額は當初壹千五百拾四萬圓の豫算であつて、既拂高を差引いて爾後工事資金所要高は壹千參百九拾萬圓であるが、之れが資金調達に就ては第一増資新株（五百萬圓）を同年七月募集し、第一回拂込金壹百貳拾五萬圓にて舊債貳百六拾萬圓也の一部を返済し、其未拂込徴收によつて金參百七拾五萬圓、第二回増資新株（壹千萬圓）第一回拂込によつて金貳百五十萬圓を得、更に不足額七百六拾五萬圓は適宜借入金を以て支辨する事に決定して工事に着手した。恰も此當時高堰堤規則の發布によつて一層施工に就き嚴重なる監督を受ける事となつたのと、其後工事期間中昭和十二年下期に於て支那事變勃發し、鐵材の統制の影響及人夫不足等に禍せられて、時勢の推移に應じて屢々豫算の修正を餘儀なくせられ、當初の豫算に對し相當の増額を來し、總額約貳千萬圓餘に達したのは誠に遺憾であつたが、此資金調達に就ても當初の計畫に對し、之れに應じて少なからず變更を餘儀なくせられた。

之れより先昭和十年十一月愈々資金の調達の必要に迫られたので、住友と交渉の上、昭和十三年度迄の工事資金に就き借入の協議をなし、必要に應じて順次借入れ其間所要高の増加により屢々修正をしたが、株金の拂込、社債の發行等適時其機會を捕へて遺憾なき處置を講じた。今其經過を概説すれば次の通りである。

昭和十年十一月末住友と借入金契約を締結して十三年迄工事中の借入所要高約壹千六拾參萬圓に就き豫約をなし、昭和十一年六月第一新株第二回拂込金徴收の上舊債の殘金壹百參拾五萬圓を返済し、同年末迄に參百貳拾萬圓を借入れ、之れを工場財團擔保の長期借款に替へ、更に昭和十二年借入所要高を六百萬圓の豫定を以て進み、金融情勢に鑑み豫てより第一回社債の借替及工事資金の安全を圖る爲め、新に社

債發行の事に就き住友と寄々協議を重ねて来たのであるが、幸ひ好條件を以て調談したので、昭和十二年五月一日第二回物上擔保附社債壹千萬圓也を發行して、第一回社債金五百萬圓並塚原關係諸工事資金の内糞に工場財團擔保としたる長期借款參百貳拾萬圓及同十二年度借入高の内金參拾萬圓也、外に証券擔保借入金壹百五拾萬圓也を返済した。塚原關係工事としては前記の通り參百貳拾萬圓及參拾萬圓の二口計參百五拾萬圓を社債に乘替へた。

斯くて、昭和十二年中には其後順次借入をなして十一月迄に四百八拾萬圓を算したが、同年十二月一日第二回増資新株壹千五百萬圓を募集し、其第一回拂込金參百七拾五萬圓也を徴收して、全額借入金の内入返済に充當し、昭和十三年に入る。

昭和十三年上半期末には約六百八拾五萬圓の借入現在高を残した。更に同年下期に入りては益々關係諸工事追々竣工に近づき、資金も相當纏つて來て七月以降年末迄に四百四拾萬圓を借入れ、現在高金壹千壹百貳拾五萬圓に達した。

要するに、塚原發電所關係諸工事は工事期間中其工事豫算高に對して株金拂込を充當する外、當初七百六拾五萬圓借入れの豫定であつたが、其後豫算高の更正並金融の方法に變動を來したので、結局總工事費貳千萬圓を要する事となつて、之れに對し第二回増資株式第一回拂込金參百七拾五萬圓、第二回社債壹千萬圓の内金參百五拾萬圓及借入金壹千貳拾五萬圓、計壹千八百五拾萬圓が工事費に費され、尙其差額の不足高は營業剩餘金を以て之れに充當したのである。

以上を以て第一期乃至塚原發電所關係諸工事迄の完成を見たのであるが、更に進んで岩屋戸發電所工事

が豫定計畫となつて居た。時恰も電力國家管理法發布せられ、日本發送電株式會社の設立延て當社も既設電力設備の内送變電設備の出資を命せられ、其評價に損失を生じた等の新事實發生の爲めに、新規企業に就ては頗る微妙なる關係を醸し、時局柄其採算等に就ても或は疑問視せらるゝ点もあり、又電力管理の上より必ずしも當社に起工を許さるゝやも判明せず、疑問の中に暫く日子を費したのであるが、然し當社の使命として此岩屋戸水路工事を完成する事は總ての点より見て之れを敢行すべきものと信せられ、又元來會社と運命を共にして來た職員の熱烈なる希望とに動かされ、電力不足の際工事速進の便宜等よりして遂に當社に於て本工事遂行の目的達成を當局に於て承認せらるゝ所となり、あらゆる支持を與へらるゝ事となつて昭和十四年九月正式に工事全般に亘る着手を見る事となつたのである。

之れより先昭和十三年四月には着手期限が切迫したので先づ其一部準備工事に着手して、官廳に届出で順次其歩を進めたのであるが、此工事全般としては昭和十四年末に於て初めて全体的の工事計畫が進めらるゝ事となつた關係上、其總工費豫算も此時初めて確定した様であつて、其總額壹千四百七拾萬圓であつた。同拾五年九月には時局柄物資缺乏と人夫不足による諸雜費嵩みて工事費八拾萬圓を追加修正し壹千五百五拾萬圓に増加したが、昭和十六年五月設計變更その他により百五拾萬圓を追加し、豫算總額を更らに壹千七百萬圓とした。昭和十六年六月迄の資金調達經過を示せば、當初昭和十四年末迄に金貳百七拾萬圓を住友より借入れ、拾五年上期末迄に累計五百萬圓に達したので、之れを一期として塚原工場財團を擔保とする長期借入金に借替へ、同十五年下半期分としては金貳百八拾萬圓を借入れ、同年末現在借入金累計金七百八拾萬圓に達した。尙引續き工事進捗に伴ひ順次借入をして昭和十六年六月末には更に四百萬圓を増し、累

計金壹千八百八拾萬圓となつた。

岩屋戸發電所工事の昭和十六年六月末現在を最後として過去を顧み、創立以來既往十六年間に工事資金其他の爲め調達した金融關係の推移を取纏めて記せば、次の通りである。

建設工事費支出高

第一期工事關係	(高千穂、田代、發電所其他)	一、四五〇、〇〇〇
第二期工事關係	(山須原、回淵、三ヶ所發電所其他)	五、五四〇、〇〇〇
塚原發電所關係	(塚原發電所其他)	二一、〇九〇、〇〇〇
岩屋戸發電所關係	(岩屋戸發電所及變電設備)	一二、三六〇、〇〇〇
合計		五〇、四四〇、〇〇〇

右に對する資金構成

株 金

創 立 株 式	二〇萬株 全額拂込済	一〇、〇〇〇、〇〇〇
第一回増資株式	一〇萬株 二回拂込済	二、五〇〇、〇〇〇
第二回増資株式	三〇萬株 一回拂込済	三、七五〇、〇〇〇
計		一六、二五〇、〇〇〇

社 債

物上擔保附社債	(第一回社債五〇〇萬圓、第二回社債ニテ返済)	一、〇〇〇、〇〇〇
---------	------------------------	-----------

借 入 金

塚原工事資金	一一、二五〇、〇〇〇	
岩屋戸工事資金	(十六年六月末現在)	一一、八〇〇、〇〇〇
計	二三、〇五〇、〇〇〇	
資金合計	四九、三〇〇、〇〇〇	

此外社内保留金を充當した。(社内保留金一、一八七、〇〇〇圓)

資 金 構 成 表

(昭和十六年六月末現在) (單位千圓)

半 期 別	大正	昭 和	計	社 債	借入金又ハ 支拂手形	計	合 計	備 考
大正四、六	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
一四、二	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
一五、六	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
昭和一、三	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
二、六	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
三、二	二、五〇〇		二、五〇〇			二、五〇〇	二、五〇〇	
三、六	二、五〇〇		二、五〇〇		一、七六〇	四、二六〇	四、二六〇	第二回拂込
三、二	五、〇〇〇		五、〇〇〇		一、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	
四、六	五、〇〇〇		五、〇〇〇		三、二四〇	八、二四〇	八、二四〇	
四、二	七、五〇〇		七、五〇〇		五、〇〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	積立金ハ法定ノミ、第三回拂込
五、六	七、五〇〇		七、五〇〇		五、〇〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	
計	七、五〇〇		七、五〇〇		五、〇〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	
計	七、五七九		七、五七九		五、〇〇〇	一二、五七九	一二、五七九	

營業期	収入	支出	利益		摘要
			金額	對拂込資本金割合	
昭和四年上期	一五三、五八	五九、六六三	九三、九一五	二二・二七	營業二ヶ月間
全 下期	三九九、五九九	一一六、八六八	二八二、六一一	七・五三	
昭和五年上期	九二〇、一九七	六〇七、〇九八	三〇三、〇九九	八・〇八	
同 下期	九七二、八九六	六四七、三七〇	三二五、五二六	八・六八	
昭和六年上期	一、〇八四、八六六	七三一、六六六	三五一、九〇〇	八・四七	
全 下期	一、〇八四、七七七	六九〇、四八五	三九四、二九二	七・八八	
昭和七年上期	九五二、一〇七	五九九、〇九七	三五三、〇一〇	七・〇六	
全 下期	九〇三、八一九	六〇九、七六六	二九四、〇三三	五・八八	
昭和八年上期	八七二、八〇三	六五八、四二六	二一三、三七六	四・二六	
全 下期	九八七、六三六	七〇一、六〇六	二八六、〇三二	五・七〇	
昭和九年上期	一、〇七九、三〇七	六八二、六一七	三九六、七三〇	七・九〇	
全 下期	一、一七六、四六三	七三三、一八六	四四三、二七六	八・二三	
昭和十年上期	一、二五、九七七	七三七、〇二六	五五、九五二	九・二〇	
全 下期	一、三三七、六七六	七六七、七六六	五九九、九一〇	一〇・一〇	
昭和十一年上期	一、一六五、九九四	六〇九、六五六	五五六、三三八	九・七〇	
全 下期	一、二〇八、五八七	五九一、六六四	六一六、六三三	九・九〇	
昭和十二年上期	一、二〇八、〇二六	五九六、一七五	六一一、八五一	九・八〇	
全 下期	一、三〇〇、七七〇	六五八、二三八	六四二、五三二	九・三〇	
昭和十三年上期	一、四三三、七五四	七〇二、五三〇	七三〇、二五四	九・〇〇	
全 下期	一、八五八、七五五	九五四、七三六	八六一、二七七	一〇・〇〇	

昭和十四年上期	二、三〇、八四三	一、二五〇、〇五二	一、〇七〇、七九一	一三・〇〇
全 下期	一、九三三、三三九	九五三、三〇六	九六九、九三三	二三・〇〇
昭和十五年上期	一、七六、五二八	八六一、六〇〇	九六、九二八	一一・〇〇
全 下期	二、二九、三九三	一、三三四、六七八	九四、七二四	一一・四〇
昭和十六年上期	一、八五、二〇二	九〇一、九三八	九五、二六三	一一・七〇
全 下期	一、三七一、六六五			

當社營業の成績は前記の如く經濟界の波瀾に支配せられて幾何かの消長はあつたが、漸次向上して最近兩三年間は正に所期の成績を挙げ得る時期に到達したかの感がある。

當社は昭和十四年四月一日電力管理法に基き、日本電送電株式會社設立と同時に送電設備の大部分を調査し、翌十五年二月一日更に其殘部を譲渡して純然たる發電會社となつたが、幸ひ營業成績は發電狀態概して良好であつたので、嘗てなき好成绩を挙げ得たのであるが、昭和十六年五月中電力管理強化の結果更に當社既設の發電設備及附屬送電線路全部を日本發送電株式會社に出資決定の旨電氣廳長官より通知に接し十月一日出資した。

第十五章 利益金處分

一般電氣事業に於て其本來の性質よりして、多額の固定資産を擁して居ながら設備の利用の状態が初期に於ては能率低く、漸次向上するのが普通である。又建設勿々は各設備共新しく能率も優秀であつて、開業當初は減價銷却等は等閑に附せらるゝ傾向があるが、當社は専ら堅實方針を採り、開業以來電力設備の建設費に對し每期相當の銷却を怠らず實行し、將來に備へ來つたのである。尙將來の事業發展を企圖し堅實味を加ふる爲めに務めて、社内保留を爲す事に努力した。

利益金處分

營業期	利益金	諸銷却	法 定 積 立 金	途 役 金	員 與 金	配 當 金	後 繰 越 金	期 增	配 當 率
昭和四年上期	九三、九五	—	四、六六	—	四、六六	四三、六六	四、八五	—	五、五
全 下期	二八二、六五	二〇、〇〇	一三、一三	—	—	二五、〇〇	—	—	六、六
昭和五年上期	三〇三、〇九	四〇、〇〇	一三、一五	—	—	二五、〇〇	—	—	六、六
全 下期	三三五、五五	六〇、〇〇	一三、一七	—	—	二五、〇〇	—	—	六、六

昭和六年上期	三三二、九〇	六〇、〇〇	一四、六六	—	—	二五、〇〇	—	—	六、六
全 下期	三九四、二九	六〇、〇〇	一六、七五	—	—	三〇、〇〇	—	—	六、六
昭和七年上期	三三三、〇〇	六五、〇〇	一四、四一	—	—	二五、〇〇	—	—	六、六
全 下期	二九四、〇三	七五、〇〇	一〇、九五	—	—	二〇、〇〇	—	—	三、三
昭和八年上期	二二三、三七	四五、〇〇	八、四九	—	—	一五、〇〇	—	—	三、三
全 下期	二八六、〇三	七五、〇〇	一〇、五五	—	—	一五、〇〇	—	—	三、三
昭和九年上期	三九六、七三	八四、一九	一五、六七	—	—	二五、〇〇	—	—	五、五
全 下期	四六三、二六	八六、一五	一八、八八	—	—	三三、七五	—	—	六、六
昭和十年上期	五五九、九〇	一〇六、三三	二〇、四九	—	—	三三、七五	—	—	六、六
全 下期	五九六、三六	一三〇、〇〇	二〇、五八	—	—	三三、七五	—	—	六、六
昭和十一年上期	五五九、三六	一三〇、〇〇	二〇、五八	—	—	三三、七五	—	—	六、六
全 下期	六二六、六三	一四三、六三	三〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、六
昭和十二年上期	六二一、八五	一四三、六三	三〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、六
全 下期	六四一、五三	一四三、六三	三〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、六
昭和十三年上期	七三〇、五五	一三〇、〇〇	三三、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、六
全 下期	八六一、三七	一七〇、〇〇	四〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、六
昭和十四年上期	一、〇七、七九	三三〇、〇〇	四〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	六、五
全 下期	九六九、九八	二四〇、〇〇	四〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	七、七
昭和十五年上期	九六九、九八	二四〇、〇〇	四〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	七、七
全 下期	九四七、七四	一九〇、〇〇	三七、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	七、七
昭和十六年上期	九五三、一六	一九〇、〇〇	四〇、〇〇	—	—	三三、七五	—	—	七、七

前記の如く營業利益金の處分は、當社營業期中昭和七、八年は一般經濟界の不況に禍ひせられて一時收益率減退し、従つて社内保留も幾分減少の餘儀なき時代もあつたが、銷却に關しては特に留意し、務めて規定額を維持した。

幸にして其後間もなく財界の回復と當社設備の充實とによつて、逐次收益率も向上して決算に餘裕を生ずるに至つた事は、當初の所謂豫定計畫を遂行し愈々所期の収益期に到達した事を示すものと云ふべきであらう。

第三部 附 錄

期工事として近く東邦電力株式会社に許可せらるべき五箇瀬川水利使用権を繼承し、同川六ヶ地点中先づ最も有利なる縦崎水路と稱するものより工事を起し事業を開始せんとす。第二期以後は五箇瀬川筋に於ける諸地點を開発するのみならず、他の水利権を譲受け発電所を建設するか、或は他より受電して需用地に供給する豫定なり。

由來發電地點に乏しき九州に於ては、有利なる地點は既に殆んど開發し盡され、唯宮崎縣下にのみ有望なる大地點を残す狀況なるが、此等未開發地點十數萬キロの電力は凡て當社にて輸送並に開發すべき使命を有するものなるを以て、當社の事業が將來甚だ有利なるは贅言を要せざるところなり。

二、起草概要

(一) 事業資金及出資の方法

(イ) 事業資金の總額壹千萬圓也

(ロ) 出資の方法、株金の拂込並に借入金をも以て充當す

(二) 營業開始前の配當

第一期工事竣工は會社成立後三ヶ年以内とす。其間工事の進行に伴ふて逐次拂込を徴し年五分の配當をなすものとす。

(三) 設計要項

(イ) 發電所

基本計畫に於ては當社は自己の發電所を有せず、他より受電したる電力を輸送販賣して營業する方針なりしが、今回は前述の如く東邦電力株式会社に許可せらるべき五箇瀬川筋發電水力地點六箇所を繼承し、其内容最も有利なる縦崎水路の設計を變更し、豫定取入口より少しく上流に平水面上約五〇尺の堰堤(テンターゲート共)を築き約二、〇〇〇立方尺の貯水をなし、之より約二、三〇〇間の水壓隧道を経て窓ノ瀬の上流に導き(豫定地點より少しく下流にして久原鑛業既許可地點の上流)發電所を設けんとするものにして、主要事項に對し概略の數字を示せば左の如し。

高千穂發電所

發電所名稱

使用水量

個

最大

個

平水

尺

最大

尺

最小

尺

發電力

最大

キロ

平均

キロ

(ロ) 送電線路

基本計畫による送電線路直長は三三〇哩にも及び、規模極めて大なるものなるが之を一齊に完成せしむるは不可能なるを以て、今回は高千穂發電所電力輸送の爲、基本計畫の一部として同發電所より適當の箇所迄一一〇、〇〇〇ヴォルト用鐵塔線路を建設し、之を當分六六、〇〇〇ヴォルトに使用し、東邦、九水其他の特定需用者並に宮崎縣内に於ける需用者に電力を供給するものとす。

(ハ) 電氣方式及周波數

電氣方式は特別高壓交流三相三線式とし、周波數は五〇サイクル及び六〇サイクルの何れにも使用し得る様兩用に設計施設するものとす。

三、工事費概算

一金壹千萬圓也

所要資金總額

内 譯

- | | |
|--------------|------------|
| 一金拾萬圓也 | 用地費 |
| 一金七拾萬圓也 | 堰堤費及取入口費 |
| 一金壹百參拾六萬四千圓也 | 隧道及橫坑費 |
| 一金拾萬圓也 | 調整池及餘水路費 |
| 一金拾貳萬圓也 | 水槽費 |
| 一金貳拾參萬五千壹百圓也 | 水壓管費及排砂鐵管費 |
| 一金拾六萬八千圓也 | 發電所費 |

- | | |
|-------------|------------|
| 一金四萬圓也 | 放水路費 |
| 一金拾四萬圓也 | 諸建物費 |
| 一金拾四萬圓也 | 電力電燈及通信設備費 |
| 一金六萬四千八百圓也 | 動力費 |
| 一金拾萬圓也 | 土捨場費 |
| 一金拾萬圓也 | 機械器具損料及修繕費 |
| 一金拾萬圓也 | 雜工事費 |
| 一金參拾萬圓也 | 運搬費 |
| 一金壹百六拾萬圓也 | 發電所電氣工事費 |
| 一金貳百萬圓也 | 送電線路並配電線路費 |
| 一金四拾貳萬圓也 | 總係費 |
| 一金七拾萬圓也 | 工事監督費 |
| 一金七拾萬圓也 | 利息配當及金利 |
| 一金八拾萬八千壹百圓也 | 創立費及豫備費 |

四、收支概算

收入之部

一金壹百參拾萬圓也

販賣電力料

支出之部
一金六拾六萬貳千六百圓也
支出總額

内譯

一金壹萬九千圓也
 一金四萬五千六百圓也
 一金六萬壹千圓也
 一金拾六萬七千圓也
 一金參拾七萬四千圓也
 水路維持費
 發電所維持費
 送電線路維持費
 本社費俸給諸稅其他
 借入金利息

利益
差引純益金

一金六拾參萬四千圓也
 純益金處分

一金參萬貳千圓也
 法定積立金
 一金參萬五千圓也
 重役賞與金
 減損積立金
 一金五萬圓也
 利益金
 一金五拾貳萬四百圓也
 利益金ノ拂込資本金ニ對スル割合一割強

第二章 創立當時の定款

大正十四年五月九日、東京市麴町區永樂町一丁目一番地、日本工業俱樂部に於て開催された創立總會に於ては、曩に發起人が作成した定款に一部修正を加へ、尙一部變更して之を決議した。
 其定款は次の通りである。

九州送電株式會社定款

第壹款 總則

第壹條 當會社ハ九州送電株式會社ト稱ス
 第貳條 當會社ノ營業目的ハ左ノ如シ
 一、電力ノ供給
 二、電氣ヲ應用スル工業

必要ニ應ジ前各號ノ事業ヲ他ト共同經營シ又ハ之ニ投資シ若クハ前各號ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其發起人ト爲ルコトヲ得

第參條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第四條 當會社ノ資本總額ハ金壹千萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル新聞紙時事新報ヲ以テ之ヲ爲ス

第貳款 株式

第六條 株式ノ總數ヲ貳拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 株式ハ記名式トシ株券ハ壹株券、拾株券、百株券及ヒ千株券ノ四種トス

第八條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ其株券及ヒ請求書ニ記名捺印シテ之ヲ提出スルコトヲ要ス但株式讓渡ノ場合ヲ除ク外其事由ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

書換ノ手数料ハ株券一枚ニ付金五錢トス

第九條 株券ノ損傷又ハ分合ノ爲メ新株券トノ引換ヲ請求スルモノハ其株券及ヒ其事由ヲ明記シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

株券引換ノ手数料ハ新株券一枚ニ付金參拾錢トス

第十條 株券ノ喪失ノ爲メ新株券ノ交附ヲ請求スル者ハ當會社ノ承認スル證人貳名以上ノ連書ヲ以テ其事由ヲ明記シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス 當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ參拾日ヲ經過スルモ異議ノ申出ヲ爲スモノナキハ新株券ヲ交付ス

新株券交付ノ手数料ハ新株券壹枚ニ付金參拾錢トス

第十壹條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス、之ヲ變更シタルトキ亦同シ 但外國人ハ自署ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得

外國ニ居住スル株主又ハ其法定代理人ハ日本國內ニ居住所ヲ設ケ又ハ日本國內ニ居住スル代理人ヲ定メテ届出ツルコトヲ要ス、之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第壹項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス

第十貳條 毎決算期末日ノ翌日ヨリ其決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日ニ至ル迄株式ノ名義書換ヲ停止ス 必要アルトキハ公告ヲ以テ一定ノ期間株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第十參條 株金ノ第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込金額及ヒ期限ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

期限ニ株金ノ拂込ヲ爲ササル者ハ其翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フコトヲ要ス

尙遲滞ノ爲メ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

第參款 株主總會

第十四條 定時株主總會ハ毎年七月及ヒ壹月ノ兩度ニ之ヲ招集ス

第十五條 株式ハ當會社株主ヲ代理人トシテ議決權ヲ行使スルコトヲ得 其代理人ハ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

第六條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ス 社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル 社長取締役共ニ事
故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第七條 株主總會ノ議決ニ付キ可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス 但議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スル
コトヲ妨ケス

第八條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延長スルコトヲ得

第九條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及ヒ株主壹名以上之ニ記名捺印スル
コトヲ要ス

第四款 役員

第十條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 拾貳名以内

監査役 五 名以内

第十一條 取締役及ヒ監査役ハ當會社株式貳百株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第十二條 取締役ノ任期ハ參年トシ監査役ノ任期ハ貳年トス 但其任期カ任期中ノ最終ノ決算期ニ關ス
ル定時株主總會ノ終結以前ニ終了スヘキトキハ該總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第十三條 取締役ハ互選ヲ以テ社長、會長、副社長、專務取締役、常務取締役ヲ置ク事ヲ得

第十四條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ其補缺選舉ヲ爲ササ
ルコトヲ得

補缺當選ノ任期ハ他ノ在任取締役又ハ監査役ノ殘任期ニ同シ

第十五條 取締役ハ在任中自己所有ノ當會社株式貳百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ供託株式ハ取締役退任スルモ其責任解除ヲ經タル後ニアラサレハ其還附ヲ請求スルコトヲ得
ス

第十六條 取締役ハ取締役會ヲ開キ出席者ノ過半數ヲ以テ社務ニ關スル重要事項ヲ議決ス

第十七條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第十八條 當會社ハ必要ニ應ジ相談役若干名ヲ置クコトヲ得 其推薦及ヒ報酬ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第五款 計 算

第十九條 當會社ノ決算ハ毎年六月末日及ヒ拾貳月末日ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十條 決算期ニ於ケル純益金ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ處分ス 但特別準備金ヲ積立テ又ハ後期繰越ヲ
爲スコトヲ妨ケス

一、法定準備金 百分ノ五以上

二、役員賞與金 百分ノ拾以内

三、株主配當金

第二十一條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

株主カ其配當金ノ請求ヲ爲サスシテ參年ヲ經過シタルトキハ其配當金ハ當會社ノ所得トス

附 則

第參拾貳條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金參萬圓以內トス
第參拾參條 當會社ハ開業ヲ爲スニ至ル迄年五分ノ利息ヲ株主ニ配當ス

以上

第三章 定款の變更

當社定款の變更は大正十五年七月第一回變更ありたる以來、昭和十六年一月迄八回に及び現在の定款となつて居るが、其各回の變更は次の通りである。

大正十五年七月三十一日 第參回定時株主總會に於て變更決議

一、定款第貳條第二項ヲ左記ノ通り變更

二、電氣ヲ應用スル工業

必要ニ應シ前各號ノ事業ヲ他ト共同シ及ヒ他ノ爲ニ經營シ又ハ之ニ投資シ若クハ前各號ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其發起人ト爲ルコトヲ得

昭和五年七月二十五日 第拾壹回定時株主總會に於て變更決議

一、定款第八條第一項ヲ左ノ通り變更シ附則第三十二條及第三十三條ヲ削除ス

第八條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘ當會社ノ本店ニ差出シ株主名簿及株券記名ノ書換ヲ請求スヘシ 但株式讓渡ノ場合ヲ除ク外其事由ヲ證明スル

ニ足ルヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

昭和九年參月拾九日 臨時株主總會に於て變更決議

- 一、増資ニ伴ヒ定款第四條及ヒ第六條ヲ左ノ通り變更ス
- 一、定款第四條、當會社ノ資本總額ハ金壹千五百萬圓トス
- 一、定款第六條、株式ノ總數ヲ參拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

昭和拾壹年壹月貳拾五日 第貳拾貳回定時株主總會に於て變更決議

- 一、定款第貳拾參條ニ左記一項ヲ追加ス

『社長、會長、副社長、專務取締役、常務取締役ハ株主總會ノ決議

ニヨリ當會社ヲ代表ス』

昭和拾貳年壹月廿五日 第貳拾四回定時株主總會に於て變更決議

- 一、定款第五條ヲ左記ノ通り改正

『當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル新聞紙中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス』

昭和拾貳年四月拾六日 臨時株立總會に於て變更決議

- 一、資本金増加認可濟ノ上ハ定款第四條及第六條ヲ夫々左記ノ通り變更ス
- 一、定款第四條、當會社ノ資本總額ハ金參千萬圓トス
- 一、定款第六條、株式ノ總數ヲ六拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

昭和拾四年拾貳月拾八日 臨時株主總會に於て變更決議

昭和拾五年壹月壹日ヨリ當會社定款中左ノ通り變更ス

定款第八條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添へ當會社ノ本店ニ提出スヘシ 但相續、遺贈其他ノ原因ニ基ク株式ノ取得又ハ氏名ノ變更ノ場合ハ之ヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ質權ノ登録、信託財産タルコトノ表示及記載又ハ之カ抹消ノ請求ニ準用ス

第九條 株券ノ損傷又ハ分合ノ爲メ新株券トノ取換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ其事由ヲ記載シ株券ヲ添へ當會社ノ本店ニ提出スルコトヲ要ス 但損傷ノ程度カ株券ノ眞偽ヲ判別シ難キトキハ喪失ノ例ニ準ス

第十條 株券ノ喪失ニ因リ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添へ當會社所定ノ書式ニ依リ當會社ノ本店ニ提出スルコトヲ要ス

第十壹條 第八條ニ依ル取扱手数料ハ株券壹枚ニ付金五錢、第九條、第十條ニ依ル株券ノ交付手数料ハ株券壹枚ニ付金參拾錢、商法第二百八拾貳條第二項ニ依ル謄本又ハ抄本ノ交付手数料ハ壹通ニ付金五拾錢トス

第十貳條 株主、質權者又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

外國人ハ自署ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得

外國ニ居住スル株主、質權者又ハ其法定代理人ハ日本國內ニ假住所ヲ設ケ又ハ代理人ヲ定メ

ヲ届出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第拾參條 毎決算期末日ノ翌日ヨリ其決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日ニ至ル迄株式ノ名義書換並質權ノ登録及其抹消ヲ停止ス 必要アルトキハ公告ヲ以テ一定ノ期間株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第拾九條 株主總會ニ於テハ其延期又ハ續行ノ決議ヲ爲スコトヲ得

第貳拾條 株主總會ノ議事ハ其經過ノ要領及結果ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監查役之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第貳拾貳條第二項新設

取締役ハ取締役會ノ認許ヲ得テ當會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他會社ノ取締役トナルコトヲ得

第廿四條 取締役ハ互選ヲ以テ社長、副社長、專務取締役、常務取締役ヲ置クコトヲ得

當會社ヲ代表スヘキ取締役ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締役中ヨリ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第卅貳條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主又ハ登録シタル質權者ニ之ヲ配當ス株主又ハ登録シタル質權者カ其配當金ノ請求ヲ爲サスシテ參年ヲ經過シタルトキハ其配當金ハ當會社ノ所得トス

昭和十六年一月二十五日 第三十二回定時株主總會に於て變更決議

一、定款第貳條ヲ左ノ通り變更

第貳條 當會社ノ營業目的ハ左ノ如シ

一、電力ノ供給

二、電氣ヲ應用スル工業

三、索道ニ依ル運輸並ニ之ニ關聯スル附帶事業

必要ニ應シ前各號ノ事業ヲ他ト共同シ及ヒ他ノ爲メニ經營シ又ハ之ニ投資シ若クハ前各號ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其發起人ト爲ルコトヲ得

第四章 現在の定款

九州送電株式會社定款 (昭和十六年六月三十日現在)

第壹款 總則

第壹條 當會社ハ九州送電株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ノ營業目的ハ左ノ如シ

一、電力ノ供給

二、電氣ヲ應用スル工業

三、索道ニ依ル運輸並ニ之ニ關聯スル附帶事業

必要ニ應シ前各號ノ事業ヲ他ト共同シ及ヒ他ノ爲メニ經營シ又ハ之ニ投資シ若クハ前各號ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其發起人ト爲ルコトヲ得

第參條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第四條 當會社ノ資本總額ハ金參千萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル新聞紙、中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス

第貳款 株式

第六條 株式ノ總數ヲ六拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 株式ハ記名式トシ株券ハ壹株券、拾株券、百株券及千株券ノ四種トス

第八條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添へ當會社ノ本店ニ提出スヘシ

但相續、遺贈其他ノ原因ニ基ク株式ノ取得又ハ氏名ノ變更ノ場合ハ之ヲ證スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ質權ノ登録、信託財産タルコトノ表示及記載又ハ之カ抹消ノ請求ニ準用ス

第九條 株券ノ損傷又ハ分合ノ爲メ新株券トノ引換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ其事由ヲ記載

シ株券ヲ添へ當會社ノ本店ニ提出スルコトヲ要ス 但損傷ノ程度カ株券ノ眞偽ヲ判別シ難キトキハ喪失ノ例ニ準ス

第十條 株券ノ喪失ニ因リ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添へ當會社所定ノ書式ニ依リ當會社ノ本店ニ提出スルコトヲ要ス

第十壹條 第八條ニ依ル取扱手数料ハ株券壹枚ニ付金五錢、第九條、第十條ニ依ル株券ノ交付手数料ハ株券壹枚ニ付金參拾錢商法第二百八十二條第二項ニ依ル謄本又ハ抄本ノ交付手数料ハ壹通ニ付金五拾錢トス

第拾貳條 株主、質權者又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス 之ヲ變更

シタルトキ亦同シ

外國人ハ自署ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得

外國ニ居住スル株主、質權者又ハ其法定代理人ハ日本國內ニ假住所ヲ設ケ又ハ代理人ヲ定メテ届出ツルコトヲ要ス 之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第拾參條 毎決算期末日ノ翌日ヨリ其決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日ニ至ル迄株式ノ名義書換並質權ノ登録及其抹消ヲ停止スル必要アルトキハ公告ヲ以テ一定ノ期間株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第拾四條 株金ノ第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込金額及ヒ期限ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム 期限ニ株金ノ拂込ヲ爲ササル者ハ其翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金壹百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フコトヲ要ス 尙遲滞ノ爲メ損害アリタルトキハ其ノ賠償ノ責ニ任ス

第參款 株主總會

第拾五條 定時株主總會ハ毎年七月及ヒ壹月ノ兩度ニ之ヲ招集ス

第拾六條 株主ハ當會社株主ヲ代理人トシテ議決權ヲ行使スルコトヲ得 但其代理人ハ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

第拾七條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル 社長、取締役共ニ事

故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第拾八條 株主總會ノ議決ニ付キ可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス 但議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第拾九條 株主總會ニ於テハ其延期又ハ續行ノ決議ヲ爲スコトヲ得

第貳拾條 株主總會ノ議事ハ其經過ノ要領及結果ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第四款 役員

第貳拾壹條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 拾貳名以内

監査役 五名以内

第貳拾貳條 取締役及ヒ監査役ハ當會社株式貳百株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス

取締役ハ取締役會ノ認可ヲ得テ當會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他會社ノ取締役トナルコトヲ得

第貳拾參條 取締役ノ任期ハ參年トシ監査役ノ任期ハ貳年トス 但其任期カ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會ノ終結以前ニ終了スヘキトキハ該總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第貳拾四條 取締役ハ互選ヲ以テ社長、副社長、專務取締役、常務取締役ヲ置クコトヲ得

當會社ヲ代表スヘキ取締役ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締役中ヨリ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第貳拾五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ其補缺選舉ヲ爲ササルコトヲ得

補缺當選者ノ任期ハ他ノ在任取締役又ハ監査役ノ殘任期ニ同シ

第貳拾六條 取締役ハ在任中自己所有ノ當會社株式貳百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ供託株式ハ取締役退任スルモ其責任解除ヲ經タル後ニアラサレハ其還附ヲ請求スルコトヲ得ス

第貳拾七條 取締役ハ取締役會ヲ開キ出席者ノ過半數ヲ以テ社務ニ關スル重要事項ヲ議決ス

第貳拾八條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第貳拾九條 當會社ハ必要ニ應ジ相談役若干名ヲ置クコトヲ得 其推薦及報酬ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第五款 計 算

第參拾條 當會社ノ決算ハ毎年六月末日及ヒ拾貳月末日ヲ以テ之ヲ爲ス

第參拾壹條 決算期ニ於ケル純益金ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ處分ス 但特別準備金ヲ積立テ又ハ後期繰越ヲ

爲スコトヲ妨ケス

一、法定準備金 百分ノ五以上

二、役員賞與金 百分ノ拾以内

三、株主配當金

第參拾貳條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主又ハ登録シタル質權者ニ之ヲ配當ス 株主又ハ登録シ

タ質權者カ其配當金ノ請求ヲ爲サスシテ參年ヲ經過シタルトキハ其配當金ハ當會社ノ所得トス以上

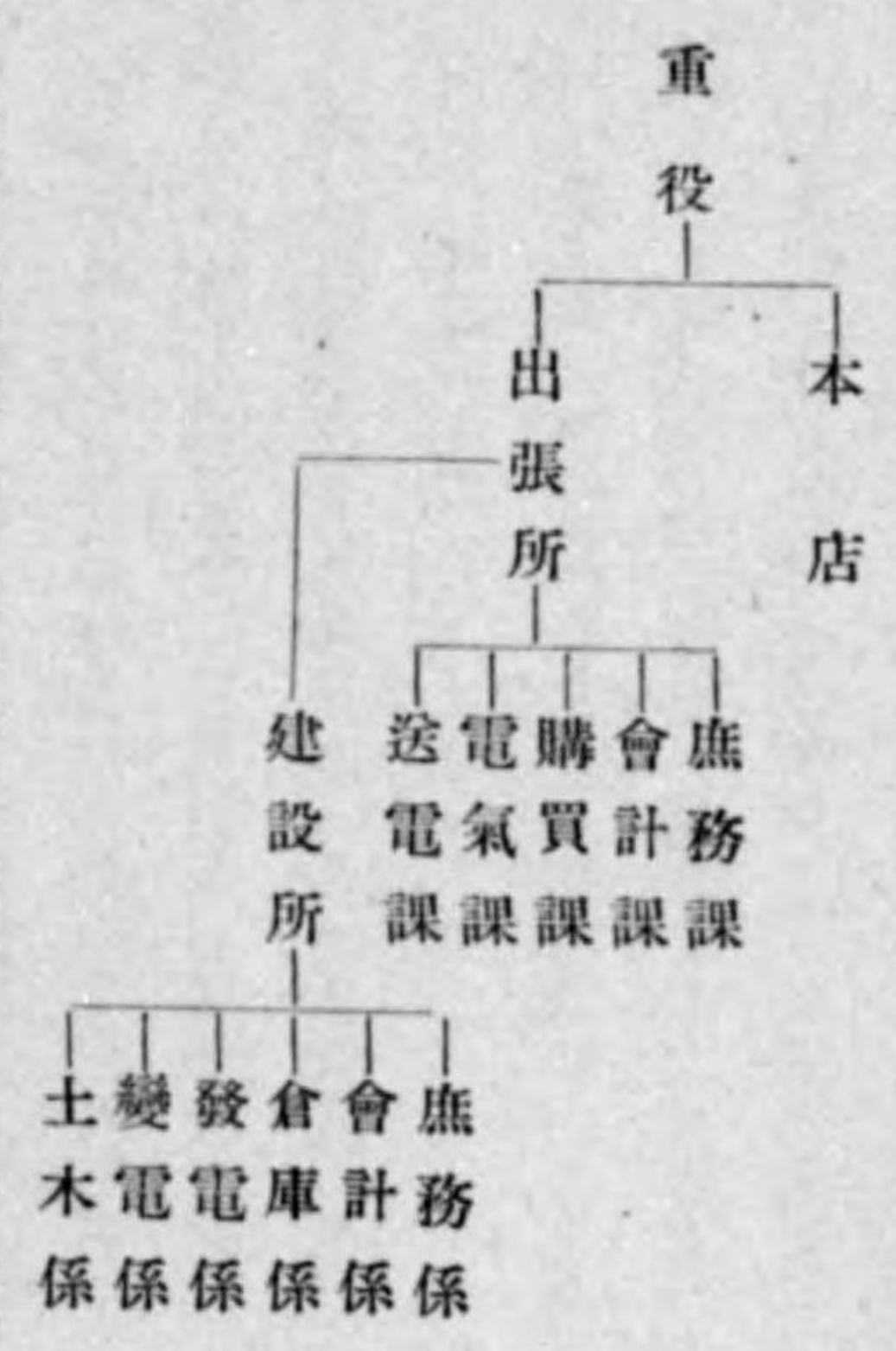
第五章 職 制

當社の職制は、創業當初は本社に總務、技術の二部制とし、其下に必要に應じて課を設ける事になつて居たが昭和二年中途迄は専ら事業地の水利地點の實測調査に従業した。

事業地には、大正十四年十月宮崎縣西臼杵郡高千穂町三田井に出張所を設け、五ヶ瀬川上流に於て水利地點の實測に従事し、大正十五年九月一日出張所を建設所と改稱した。別に耳川筋に於て住友吉左衛門氏の有する水利地點の内、田代發電所工事を同氏の委託を受けて工事に着手する事となつたので、九月一日東臼杵郡西郷村大字田代に建設所を設けた。

斯くて當社第一期工事の調査設計を了し、昭和二年一月末高千穂發電所工事に着手し、之れに伴ひ送電線路も第一期計劃として高千穂、女子畑間を選定して調査を進むる事になつて居たので、昭和二年八月一日高千穂町三田井に出張所を建設所内に設置し、別に業務の都合によつて熊本縣阿蘇郡宮地町に送電線事務所を設置して建設工事を統轄する事にした。従つて本社事務所には總務部の一部職員を残し他の職員全部を高千穂出張所に移轉することとなり、其職制も部の下に課を置き、陣容を整へ本格的に建設工事に従事す

る事となつた。即ち其當時の職制は次の通りであつて、本社に於ては株主總會、重役會に關する事項、官廳其他の願届、契約、訴訟に關する事項並に登記、公告等に關する事務を主宰した。



前記建設所は高千穂建設所の分掌を示したのであるが、土木係は専任、他の諸係は全部出張所職員の兼務とした。

別に東臼杵郡西郷村田代に耳川系田代水路工事の爲めに田代建設所を設置した。其所員の職務分掌は大體前記建設所の職制によつたが、少數の職員であるので適宜に兼務を命じた。

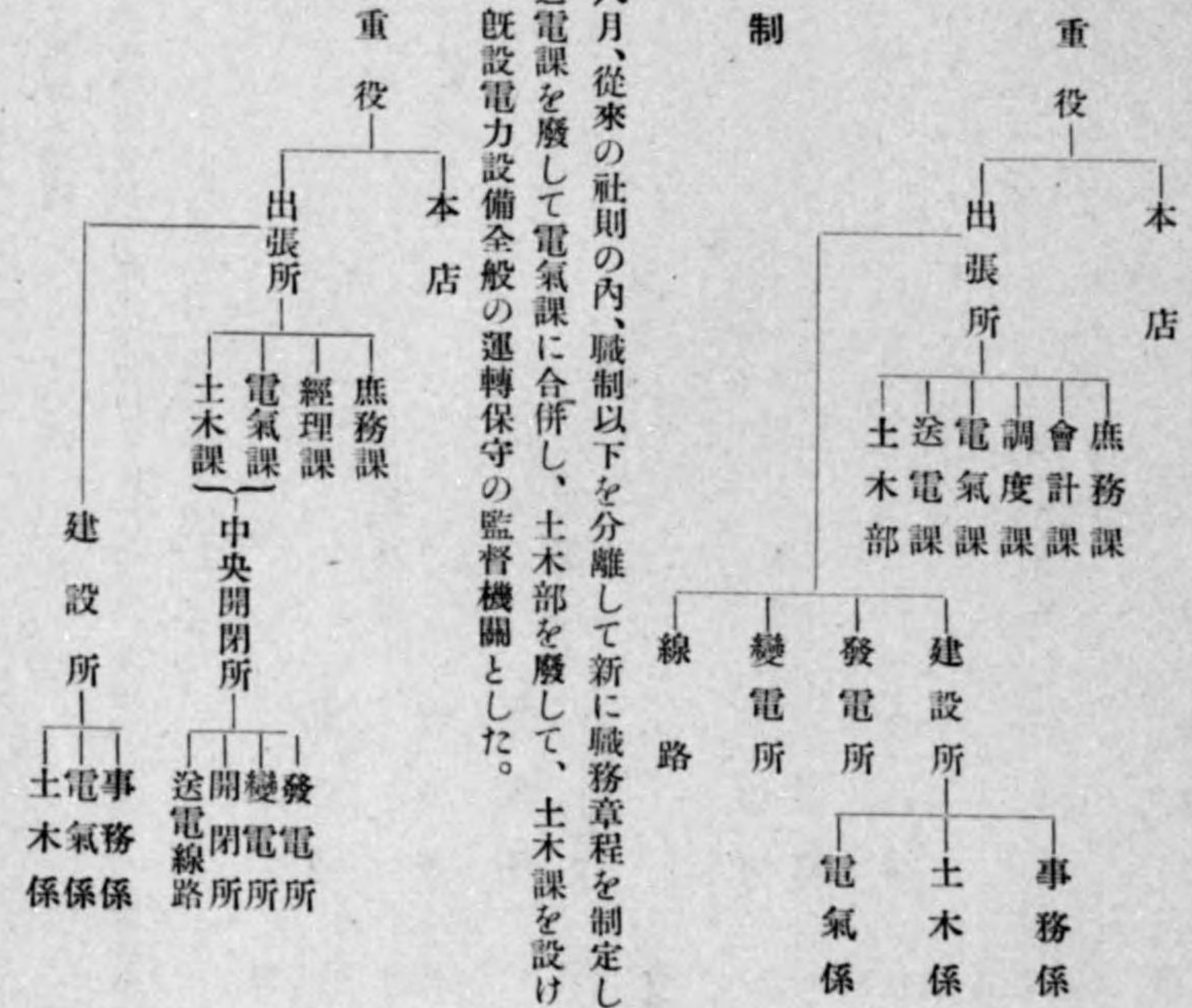
五課一部制

昭和四年四月一日營業開始前に出張所を福岡市大字庄三十七番地に移し、暫時舊制度を以て業務を處理したが、昭和五年六月に至り出張所に土木部を新設し、購買課を調度課と改稱し、營業事務は庶務課の一分係として之れに所管せしめ、發電所、變電所、送電線路は出張所の監督の下に置き、建設所は其分掌を簡

易化して三係とし、其以下の區分は適當に決定し、職制を次の通り改定した。

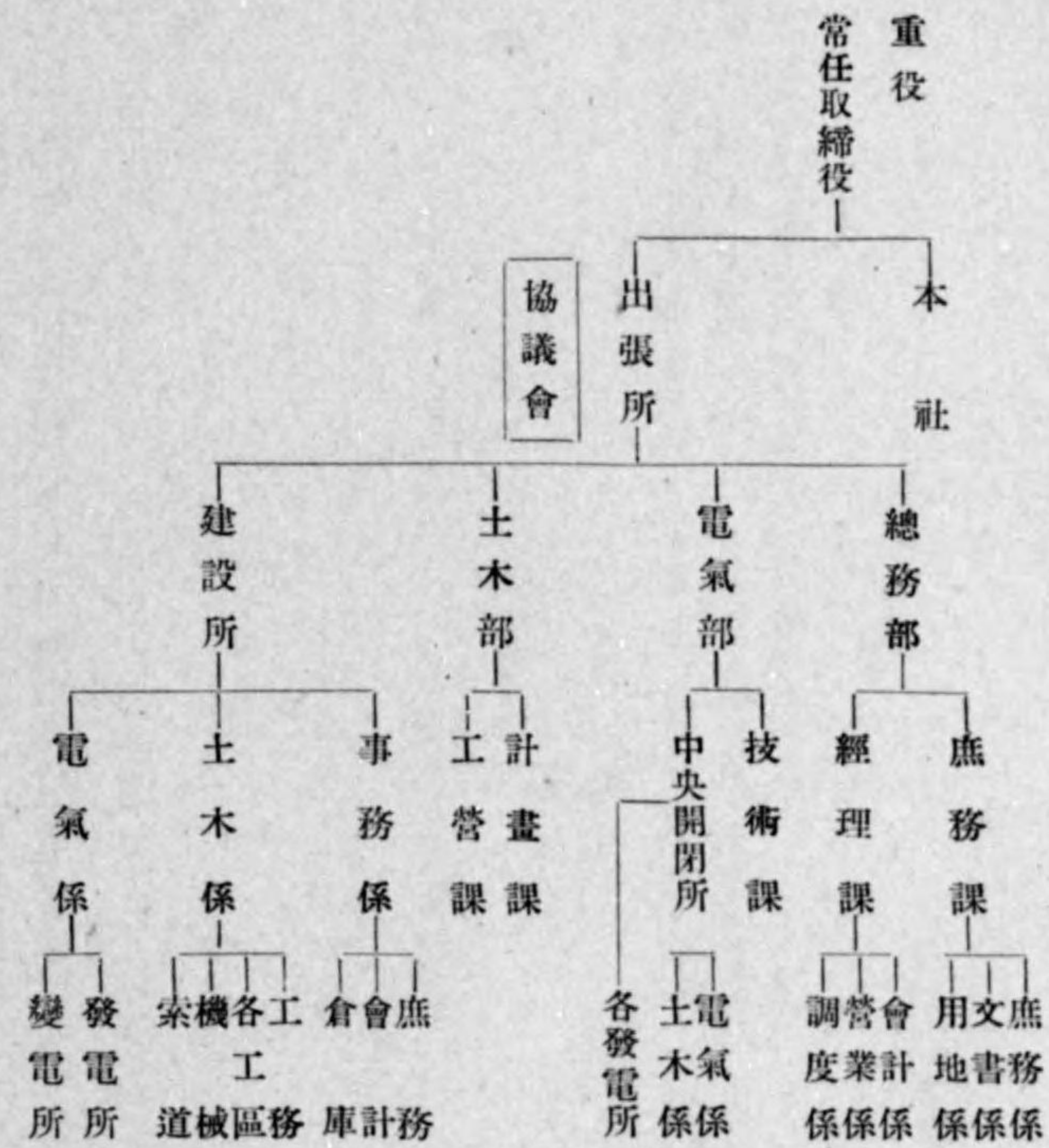
四課制

昭和七年八月、從來の社則の内、職制以下を分離して新に職務章程を制定し、會計、調度兩課を合併して經理課とし、送電課を廢して電氣課に合併し、土木部を廢して、土木課を設け、中央開閉所を高千穂變電所内に置きて、既設電力設備全般の運轉保守の監督機關とした。



三 部 制 (現行の職制)

昭和十四年日本發送電株式會社設立せられたので、其職制に則り、當社從來の課制を改め昭和十五年三月三部制を布き、課も自ら其分掌を異にする事となつた。



本社、出張所、建設所

本社は創立當時東京市京橋區南傳馬町三丁目五番地に置いたが、大正十四年七月三十日麴町區永樂町二丁目七番地興銀建物内に移轉し、更に昭和三年四月一日有樂町一丁目一番地（昭和四年四月十五日番地變更して丸ノ内三丁目二番地となる）に移轉し、今日に至つて居る。

出張所は前記職制によつて明瞭である如く事實業務上の本部である。最初高千穂町に設置せられた當時は、創業當初の事で専ら建設工事設計監督に従事し、高千穂發電所落成と同時に昭和四年四月福岡市に移轉し、營業の傍ら建設工事を遂行して本日に及んで居る。

建設所は建設工事實施監督の爲めに必要に應じ、適當なる場所に建設中に限り一時的に設置されたが其開廢は大略次の通りである。

本 社	所 在 地	設 置 年 月 日	移 轉 の 爲 め 廢 止 年 月 日
	東京市京橋區南傳馬町三丁目五番地	大正二四、五、九	大正二四、七、二五
	全 市麴町區永樂町二丁目七番地	大正二四、七、三〇	昭和三、三、三
	全 市、全區有樂町一丁目一番地 (昭和四、四、一五、丸ノ内三丁目二番地と改稱す)	昭和三、四、一	現在に至る

出張所

出張所	所在地	設置年月日	廢止年月日
宮崎縣西臼杵郡高千穂町三田井		昭和二年八月一日	昭和四年三月三日
福岡市大字庄三七番地		昭和四年四月一日	現在に至る

建設所

建設所名	設置年月日	廢止年月日
高千穂建設所 (高千穂町三田井)	大正四年四月一日	昭和五年六月三日
田代建設所 (東臼杵郡西郷村田代)	大正五年九月一日	昭和五年三月三日
山須原建設所 (全郡全村山小八重)	昭和四年三月三日	昭和七年二月五日
三ヶ所建設事務所 (西臼杵郡三ヶ所村三ヶ所)	昭和五年六月五日	昭和八年二月三日
塚原建設所 (西臼杵郡諸塚村家代字小原)	昭和二年八月一日	昭和四年一月三日
岩屋戸建設所 (西臼杵郡椎葉村尾平)	昭和四年三月一日	現在に至る

職員的身分を左の如く定め業務の都合により囑託、顧問を置く事となつて居る。(昭和十六年六月末現在)

理事	社員	準社員	備員
主事 技師	主事補、書記 技師補、技手	事務見習、事務履 技術見習、技術履	雇員、給仕、小使 工員、常備夫、交換手

職員調書 (昭和一六、六、三〇、現在)

總務部長	内本浩亮
全次長	瓜生虎雄
全次長	下川壽一
庶務課長兼	瓜生虎雄
經理課長兼	下川壽一
電氣部長	柳原才次郎
全次長	淺沼良雄
技術課長	吉村勝治
中央開閉所長兼	淺沼良雄
土木部長	山本格
全次長	佐竹虎之助
計畫課長	田島正彦
工營課長兼	佐竹虎之助
臨時調査部長	持田重夫
建設所長兼	佐竹虎之助

職員数 (昭和十六年六月三十日現在)

職員数	社員		準社員		備員		本社出張所 中央開閉所 及各發電所	建設所	休職職員	總計
	技師	主技師	技師	事務員	工員	給仕				
本社	2	2			1					3
出張所	27	5	2	5	1	1	1	1	1	61
中央開閉所 及各發電所	7	5	2	2	2	2	2	2	2	115
建設所	3	7	1	6	1	1	1	1	1	170
休職職員	7	1	1	1	1	1	1	1	1	34
總計	76	28	6	5	2	4	2	2	2	383

第六章 役員

當社役員は會社創立當初より取締役十二名以内、監査役五名以内とし、取締役は互選を以て社長、會長、副社長、専務取締役、常務取締役を置く事を得と定款に規定してあるが、創立以來常任重役は常に一名とし、最初は専務取締役一名であつた。昭和三年三月堀内専務取締役は専務を辭任し木村取締役常務に就任、昭和九年七月木村取締役に代つて内本取締役常務に就任、以來引續き常務取締役一名であつた。昭和十一年一月定時株主總會に於て代表取締役を選任、内本常務取締役當選就任す。昭和十五年三月取締役互選によつて内本取締役専務に當選就任、更に全年六月互選によつて内本取締役を社長に選任、専務取締役を兼ね今日に至つて居る。創立以來の役員並に在任期間は次の通りである。

創立以來役員氏名並在任期間 (昭和十六年十二月末日現在)

氏名	自任	任期	至	備考
社長	內本浩亮	昭和二五、六、一八	現任	
專務取締役	堀内秀太郎	大正二四、五、九	昭和三、三、一九	辭任、取締役留任
	内本浩亮	昭和一五、三、一八	昭和一五、六、一八	社長ニ就任ニ付兼務
常務取締役	木村平右衛門	昭和三、三、一九	昭和九、七、三〇	取締役ニ留任
	内本浩亮	昭和九、七、三〇	昭和一五、三、一八	專務取締役ニ就任
取締役	堀内秀太郎	昭和三、三、一九	昭和一六、六、一	在任中死亡
	藤山常一	大正二四、五、九	昭和二、四、九	辭任
	田中徳次郎	大正二四、五、九	昭和八、五、一五	在任中死亡
	山口恒太郎	大正二四、五、九	昭和一六、四、六	在任中死亡
	大屋敦	大正二四、五、九	現任	

木村平右衛門	大正二四、五、九	昭和九、七、三〇	昭和三、三、一九	常務就任 相談役就任
梅谷清一	大正二四、五、九	昭和二、二、一六	在任中死亡	
肥後八次	大正二四、五、九	昭和六、七、二五	辭任	
奥村政雄	大正二四、五、九	現任		
笠原鷺太郎	大正二四、五、九	昭和六、三、二二	在任中死亡	
大和田市郎	大正二四、五、九	昭和八、一、二四	在任中死亡	
村上巧兒	昭和四、七、二五	昭和六、一、二六	辭任	
海東要造	昭和四、七、二五	現任		
堀三太郎	昭和六、一、二六	昭和一四、二、一八	辭任、相談役ニ	
内本浩亮	昭和六、一、二六	昭和九、七、三〇	常務ニ就任	
矢島富造	昭和六、七、二五	昭和一〇、一、二五	辭任	
久野五十志	昭和七、七、二五	昭和一四、九、一八	辭任	
西山信一	昭和九、一、二三	現任		
山本信夫	昭和一〇、一、二五	昭和一三、一、二五	辭任、監査役ニ	
小畑忠良	昭和二三、一、二五	昭和一四、二、一八	辭任、監査役ニ	

柳原 才次郎 昭和四、二、一八 現任
 持田 重夫 昭和四、二、一八 現任
 山本 格 昭和四、二、一八 現任
 八塚 秀二郎 昭和五、七、二五 現任

監査役

小倉 正恒 大正一四、五、九 昭和一三、一、二五 辭任、相談役
 松永安左エ門 大正一四、五、九 昭和一二、一、二五 辭任、相談役
 棚橋 琢之助 大正一四、五、九 昭和七、六、八 辭任
 上野山 重太夫 大正一四、五、九 昭和一六、二、二九 在任中死亡
 縣 左吉 大正一四、五、九 昭和二、四、九 辭任
 塚本 貞次郎 昭和九、七、三〇 現任
 鈴木 憲太郎 昭和九、七、三〇 現任
 角田 正喬 昭和一二、一、二五 現任
 山本 信夫 昭和一二、一、二五 昭和一四、二、一八 辭任
 小畑 忠良 昭和一四、二、一八 昭和一五、八、一八 辭任
 小林 晴十郎 昭和一六、一、二七 現任

相談役

伊丹 彌太郎 大正一四、五、九 昭和七、一〇、三〇 在任中死亡
 麻生 太吉 大正一四、五、九 昭和七、二、八 在任中死亡
 堀 三太郎 大正一四、二、二八 昭和六、一、二六 辭任、取締役
 伊藤 傳右衛門 大正一四、五、九 現任
 大橋 新太郎 大正一四、五、九 現任
 大田 黒重五郎 昭和九、一、二三 昭和一一、九、一八 辭退
 松本 健次郎 昭和一一、九、一八 現任
 松永安左エ門 昭和一二、一、二五 現任
 小倉 正恒 昭和一二、一、二五 昭和一六、四、二 辭退
 木村 平右衛門 昭和一五、六、三〇 現任

創立委員長

和田 豊治 大正十三年三月四日 死亡

囑託

今井 三郎 昭和四、下期 昭和一四、九、四 在任中死亡
 八塚 秀二郎 昭和三、四、一九 昭和一五、七、二五 取締役就任

年

譜

顯

問

吉田	久野	佐藤	增永
徳次郎	五十志	長太郎	元也
昭和一〇、 一、二五	昭和一四、 九、一八	昭和一〇、 四、一八	昭和四、 九
現任	現任	現任	昭和一二、 七 辭任

年 譜

大正十四年

五月 九日

東京市麴町區永樂町二丁目一番地日本工業俱樂部ニ於テ創立總會開催、創立ニ關スル諸要項ヲ議決並ニ宮崎縣知事ト締結セル電力需給契約、大淀川水力電氣株式會社（契約及附隨契約覺書共）電氣化學工業株式會社（全）九州電燈鐵道株式會社（東邦電力株式會社ニ合併ノ爲メ全社ニテ繼承）及住友吉左衛門ト締結セル契約並ニ土地賣買ニ關シ宮崎縣東臼杵郡伊形村々長伊東庫太郎外拾貳名ト取交シタル覺書ノ承認ヲ得タ

尙當日役員選舉ノ結果取締役ニ藤山常一、田中徳次郎、山口恒太郎、大屋敦、木村平右衛門、梅谷清一、肥後八次、奥村正雄、笠原鷺太郎、堀内秀太郎、大和田市郎ノ拾壹氏、監査役ニ小倉正恒、松永安左エ門、棚橋琢之助、上野山重太夫、縣左吉ノ五氏選任ス
出席者ノ希望ニ依リ伊丹瀨太郎、麻生太吉、堀三太郎、伊藤傳右衛門、大橋新太郎ノ五氏相談役ニ推薦方ヲ取締役會ニ希望シタ

尙取締役互選ニヨリ堀内秀太郎氏事務取締役ニ當選ス
六月一日 五ヶ瀬川水利使用権ヲ東邦電力株式會社へ許可アリタリ
六月三日 當社設立登記完了ス
七月廿五日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第一回定時株主總會ヲ開催ス
十月一日 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字三田井ニ高千穂出張所ヲ設置ス
十二月二日 十月十六日出願ノ五ヶ瀬川及三ヶ所川ニ於ケル縦崎外五ヶ地點水利使用ニツキ宮崎縣知事ヨリ許可指令ヲ受ケタ

大正十五年

一月二十九日 本社ニ於テ第二回定時株主總會開催ス
二月二十六日 縦崎、小崎、高巢野ノ三地點水路工事實施認可申請書ヲ宮崎縣知事ニ提出ス
五月三十一日 高千穂發電所及同變電所工事施行認可申請書ヲ逓信大臣ニ提出セリ
七月三十一日 本社ニ於テ第三回定時株主總會開催ス
定款目約變更ヲ議決ス
八月十二日 住友吉左衛門氏ヨリ委託ヲ受ケタル耳川筋田代水力發電所工事ニ着手ス
九月一日 高千穂出張所ヲ高千穂建設所ニ改メ宮崎縣東臼杵郡西郷村大字田代ニ田代建設所ヲ設置ス
十二月廿四日 高千穂發電所土木工事請負契約ヲ鐵道工業株式會社ト締結ス

昭和元年

十二月廿五日 縦崎水路工事實施認可指令、五ヶ瀬川全支三ヶ所川河水使用變更ニ關スル指令、命令書一部變更ノ件及五ヶ瀬川及全支三ヶ所川河水使用變更並工事實施ニ關スル通牒ヲ受領ス

昭和二年

一月二十九日 本社ニ於テ第四回定時株主總會開催
一月三十日 縦崎水路工事着手ノ旨宮崎縣知事ニ届出ツ
三月十五日 取締役梅谷清一氏死亡登記完了ス
四月二十七日 取締役藤山常一、監查役縣左吉ノ兩氏辭任登記完了ス
七月二十九日 本社ニ於テ第五回定時株主總會開催
八月一日 當社出張所ヲ宮崎縣高千穂町ニ又送電線事務所ヲ熊本縣阿蘇郡宮地町ニ設置ス
十一月二日 耳川水利變更ニ伴ヒ道路建設ニ關スル契約ヲ宮崎縣知事ト締結ス(住友名義)

昭和三年

一月二十一日 椎葉細港線島(自古川至被除)道路改修工事着手届ヲ宮崎縣知事ニ提出ス
一月二十三日 本社ニ於テ第六回定時株主總會開催ス
三月十九日 田代發電所工事施行ノ件逓信大臣ヨリ認可セララル
全 日 堀内秀太郎氏事務取締役辭任ニ付木村平右衛門氏常務取締役ニ就任ス
高千穂女子畑間電話線工事完了

四月一日 本社ヲ東京市麴町區有樂町一丁目一番地ニ移轉ス
 五月十五日 福岡駐在所ヲ福岡市大字庄三十五番地九州水力電氣株式會社出張所内ニ設置ス
 六月一日 高千穂變電所工事着手届ヲ逓信大臣ニ提出ス
 全 日 熊本縣阿蘇郡宮地町送電線事務所ヲ高千穂町當社出張内ニ移轉ス
 六月十三日 高千穂、女子畑私設電話施設ノ件逓信大臣ヨリ許可セラル
 七月二十五日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第七回定時株主總會開催ス
 取締役全員任期滿了改選ノ結果全員再選重任ス
 十月 六日 株式第二回拂込金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也本年十一月十五日銀行拂込方各株主ニ通知ス
 十月三十一日 耳川沿線道路工事ハ縣ニ於テ施行スル旨ノ覺書ヲ宮崎縣知事ト交換ス(住友名義)
 十一月二十日 高千穂、女子畑送電線路(亘長七二・八杆)工事完了ス
 十二月二十日 高千穂、田代間電話線路(亘長四二・二九杆)工事完了
 昭和四年

一月廿五日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第八回定時株主總會開催ス
 全 日 女子畑送電線路使用認可前試送電ノ件熊本逓信局長ヨリ認可セラル
 二月十九日 縱崎假水路施設工事竣功シ使用ヲ宮崎縣知事ヨリ認可セラル
 三月廿四日 高千穂發電所全變電所及高千穂送電線工事及女子畑送電線工事落成ニ付熊本逓信局川島

電氣課長、大跡技師ノ竣功検査アリ
 全 日 高千穂發電所出力 『キロワット』ヘ制限ノ上假使用認可セラル
 四月一日 當社出張所ヲ宮崎縣高千穂町ヨリ福岡市大字庄三七番地ニ移轉シ同日福岡駐在所ヲ廢止ス
 四月十五日 本社所在地番ヲ『東京市麴町區丸ノ内參丁目貳番地』ト變更改稱セラル
 五月一日 電氣事業營業開始ノ旨逓信大臣及宮崎、熊本、大分、福岡、佐賀、長崎各縣知事ヘ届出ツ
 六月一日 第三回株式拂込金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也本年七月一日限り拂込方各株主ニ通知ス
 七月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第九回定時株主總會開催ス
 取締役貳名増員ハ村上巧兒、海東要造兩氏當選就任ス
 監査役全員滿期改選ノ結果全員再選重任ス
 八月二十一日 田代發電所出力變更(『キロワット』ヲ 『キロワット』ニ變更)
 ノ件逓信大臣ヨリ認可セラル

十一月十一日 久留米送電線路工事落成検査ヲ了ヘ仮使用ヲ認可セラル
 十二月三日 耳川第四水路(田代)施設宮崎縣廳ノ竣功検査ノ上使用認可セラル、四日通水届出ツ
 十二月十日 耳川第三水路(山須原)工事着手ノ旨宮崎縣知事ヘ届出ツ
 十二月十四日 田代發電所工事落成検査ヲ了ヘ仮使用認可セラル
 全 日 高千穂田代間送電線路(三五・四杆)工事逓信省ノ竣工検査ヲ了ヘ仮使用認可ヲ受ク

昭和五年

一月二十五日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第十回定時株主總會ヲ開催ス

四月十九日 高千穂發電所出力 『キロワット』ニ變更及高千穂發電所調整池堰堤改築及

水位速復工事落成検査ヲ了ヘ仮使用認可ヲ受ケ

五月三十日 耳川第四水路(田代)水利使用權讓渡ノ件當社及住友吉左衛門連名ニテ宮崎縣知事ヨリ許可セラル

七月二十五日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第十一回定時株主總會開催ス

定款第八條第一項變更附則第三十二條及第三十三條ヲ削除ス

十一月十四日 三ヶ所及回淵發電所設置及出力變更並發電所工事施行ノ件逓信大臣ヨリ認可セラレタルヲ以テ工事ニ着手ス

十二月廿六日 五ヶ瀬川第一及第二送電線路工事着手

昭和六年

一月二十六日 東京市日本工業俱樂部ニ於テ第十二回定時株主總會開催ス

取締役村上巧兒氏辭任シ堀三太郎、内本浩亮兩氏取締役ニ當選就任ス

三月十五日 株式第四回拂込金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也本年五月一日限リ拂込方各株主ニ通知ス

三月二十二日 取締役笠原鷲太郎氏逝去セラル

四月二十二日 羽犬塚送電線路工事仮使用認可アリ

七月二十五日

九水羽犬塚變電所ニ於テ全社ニ對シ五月一日營業開始セリ

東京市丸ノ丸日本工業俱樂部ニ於テ第十三回定時株主總會開催ス

定時株主總會ニ於テ取締役七名及監査役四名任期滿了改選ノ結果取締役ニ木村平右衛門、堀内秀太郎、田中徳次郎、山口恒太郎、大屋敦、奥村政雄、大和田市郎諸氏並ニ監査役ニ小倉正恒、松永安左エ門、棚橋琢之助、上野山重太夫諸氏再選重任シ矢島富造氏取締役ニ當選就任セリ

取締役肥後八次氏取締役ヲ辭任セラル

取締役互選ノ結果木村平右衛門氏常務取締役ニ當選セリ

九月十日 塚原第二水路堰堤豫定地河床地質調査工事ニ着手ス

十二月卅一日 山須原第三水路竣工届出ツ

昭和七年

一月二十一日 山須原變電所及全發電所取入口堰堤門扉操作用配電線路工事落成ニ付仮使用認可ヲ受ケ

四月一日使用開始セリ

一月二十二日 山須原分岐線工事假使用認可セラレ、四月一日ヨリ使用開始セリ

一月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十四回定時株主總會開催ス

四月二十一日 耳川第三(山須原)水路使用權ヲ九送ニ讓渡ノ件宮崎縣知事ヨリ許可セラル

六月二十日 監査役棚橋琢之助氏辭任ス

七月三日 高千穂變電所擴張工事（増設容量

「キロボルトアンペヤ」竣功シ使用

開始セリ

嘉穂變電所（設備容量

「キロボルトアンペヤ」工事竣功シ使用開始セリ

全 日 中川變電所、嘉穂變電所間福岡幹線

「ヴォルト」送電線路及嘉穂變電所、

九水鮫田中央開閉所間

「ヴォルト」送電線路竣功シ使用開始セリ

七月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十五回定時株主總會開催

取締役海東要造氏再選重任シ取締役壹名補缺選舉ノ結果久野五十志氏當選就任セリ

十二月十一日 三ヶ所及回淵發電所工事竣工シ仮使用認可ヲ得タリ

全 日 高千穂變電所三ヶ所發電所間

「ヴォルト」送電線路及三ヶ所回淵兩發電所

間 「ヴォルト」送電線路（五ヶ瀬川第一及同第二ト稱ス）ハ何レモ仮使用認

可ヲ得タリ

昭和八年

一月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十六回定時株主總會開催ス

三月十七日 住友信託株式會社並株式會社住友銀行ヨリノ借入金借替ノ爲メ當社工場財團抵當權設定

ノ旨逓信大臣ニ届出ツ

五月十五日 取締役田中徳次郎氏逝去サル

七月廿五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十七回定時株主總會開催ス

十月三日 監査役小倉正恒、松永安左エ門、上野山重太夫ノ諸氏株主總會ニ於テ再選重任セリ

十一月八日 相談役伊丹彌太郎氏逝去セララル

十一月廿四日 九州共同火力發電株式會社ニ加盟調印ス

十二月八日 取締役大和田市郎氏逝去セララル

相談役麻生太吉氏逝去セララル

昭和九年

一月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十八回定時株主總會開催ス

全 日 取締役堀三太郎、内本浩亮兩氏再選重任シ、取締役壹名選舉ノ結果西山信一氏當選就任

セリ

取締役會ニ於テ相談役故麻生太吉氏ノ後任トシテ九水取締役社長大田黒重五郎氏ヲ推薦

受諾セラレタリ

二月十九日 耳川第二（塚原）水路堰堤豫定地々質調査試掘竣功届並ニ地質鑑定書ヲ宮崎縣知事ニ提

出ス

二月廿八日 株式第四回拂込金（壹株ニ付金拾貳圓五拾錢）拂込完了セリ

三月十九日 日本工業俱樂部ニ於テ臨時株主總會開催資本金増加シ（壹千五百萬圓トスルコト）増資

ニ伴フ定款改正、擔保附社債信託法ニ依リ社債五百萬圓募集ノ件承認議決セリ

四月二日 物上擔保附社債信託法ニ依ル社債金五百萬圓也ヲ左記要項ニ依リ發行セリ

一、社債總額 金五百萬圓也
一、發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓
一、社債利率 年五分
一、償還方法 昭和九年四月二日ヨリ昭和十一年四月二日迄据置キ其後昭和十六年四月二日迄隨時償還ス

昭和九年四月二日ヨリ昭和十一年四月二日迄据置キ其後昭和十六年四月二日迄隨時償還ス

七月二日 増資新株式拾萬株ニ對シ、第一回拂込金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也合計金壹百貳拾五萬圓也拂込完了セリ

七月三十日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第十九回株主總會開催ス

尙株主總會ニ於テ取締役木村平右衛門、堀内秀太郎、山口恒太郎、大屋敦、奥村政雄、矢島富造ノ諸氏再選重任シ取締役ニ村上巧兒氏監查役ニ塚本貞次郎、鈴木憲太郎ノ兩氏夫々當選就任セリ

全日取締役互選ノ結果内本浩亮氏常務取締役ニ當選サル

商法第二百十三條及第二百十四條ノ規定ニ據ル増資株式ノ引受拂込ニ關スル調査報告承認セラル

八月十日 三月十九日臨時株主總會ニ於テ當社資本金壹千萬圓ヲ壹千五百萬圓ニ増加シタルニ付資本變更登記ヲ東京區裁判所ニ申請シ即日手續終了セリ

十二月三日 田代發電所常時尖頭出力 『キロワット』ヲ 『キロワット』ニ變更

昭和十年

ノ認可ヲ得タリ(逓信大臣)

一月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十回定時株主總會開催ス

取締役一名補缺選舉ハ取締役矢島富造氏辭任ニ付補缺選舉ノ結果山本信夫氏當選就任セリ

七月十二日 耳川第一(岩屋戸)水路及第二(塚原)水路工事用材料運搬索道架設ノ件宮崎縣知事ヨリ許可セラル

七月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十一回定時株主總會開催ス

取締役二名監查役三名滿期改選ノ件

取締役海東要造、久野五十志

監查役小倉正恒、松永安左エ門、上野山重大夫

ノ諸氏再選重任セリ

十一月二十日 塚原發電所位置並ニ出力變更ノ件

(最大) 『キロワット』及同工事施行ノ件認許可アリタルヲ以テ十二月二十

七日工事ニ着手セリ

十二月二日 耳川第二(塚原)發電所建設ニ要スル宮崎縣西臼杵郡諸塚村椎葉村東臼杵郡西郷村地内ニ於テ土地收用法ニヨル土地收用並ニ使用事業認定ノ件内務大臣ニ申請三月二十四日認

定アリタリ

本期末ヨリ塚原堰堤水路並ニ發電所土木工事ハ愈々本工事ニ着手セリ
塚原發電所堰堤及水路工事ノ一部ヲ株式會社間組、發電所土木工事並ニ水路工事ノ一部
ハ合資會社西松組ト請負契約ヲ締結セリ

昭和十一年

一月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十二回定時株主總會開催ス

一、定款改正

第二十三條ニ追加

社長、會長、副社長、專務取締役、常務取締役ハ株主總會ノ決議ニヨリ當會社ヲ代
表ス

一、代表取締役選任

常務取締役内本浩亮氏當選就任セリ

六月三十日

六月一日ヲ期日トシテ新株式十萬株ニ對シ第二回拂込一株ニ付金拾貳圓五拾錢也徵收中
ノ處拂込完了ス

七月二十四日

東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十三回定時株主總會開催ス
監査役二名塚本貞次郎氏及鈴木憲太郎任期滿了改選ノ結果再選重任セリ

九月二十日

塚原水路水利權讓渡ノ件住友吉左衛門連署ノ上宮崎縣知事ニ申請ス

十一月九日

塚原發電所出力變更ニ伴フ受電々力變更及福岡幹線延長其他送電設備並耳川變電所上津
役變電所ノ位置及出力變更ノ件逓信大臣ヨリ許可セララル

昭和十二年

一月二十五日

東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十四回定時株主總會開催

一、定款改正「第五條當社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル新聞紙、中外商業新報ヲ以テ
之ヲ爲ス」

一、取締役三名改選並監査役一名補缺選舉ハ取締役内本浩亮、堀三太郎、西山信一ノ三
氏再選重任、監査役松永安左エ門氏辭任ニ付補缺選舉ノ結果角田正喬氏當選就任セ
リ

尙常務取締役内本浩亮氏代表取締役ニ就任

一月二十八日

塚原發電所使用水量及出力變更ニ關スル工事（最大使用水量五八・九〇立方米ノ秒最大
出力 「キロワット」設計變更ノ件逓信大臣ヨリ許可セララル

二月 一日

耳川第二（塚原）水路水利使用權讓渡ノ件宮崎縣知事ヨリ許可セララル

四月十六日

東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ臨時株主總會開催

一、資本金増加主務官廳ノ認可濟ノ上ハ拂込未済株金ハ未徵收ノ儘資本金ヲ倍加（參千
萬圓トス）トスル

一、定款變更、第四條資本總額ヲ參千萬圓ト第二條株式ノ總數ヲ六十萬株トスル

一、増資株式ノ割當募集方法

一、第一回物上擔保附社債金五百萬圓也繰上償還ノ上擔保附社債信託法ニ依リ（壹千萬圓第二回社債總額）社債募集ノ件

一、取締役及監査役ノ報酬改定ノ件

右議決承認

四月二十六日 第一回物上擔保附社債發行總額金五百萬圓也ハ四箇年繰上ノ上償還ス

五月一日 第二回物上擔保附社債金壹千萬圓也發行ノ上拂込完了ス

六月十日 耳川第二（塚原）水路水利使用權讓受ニ件ヒ塚原發電所新設ノ件逓信大臣ヨリ許認可セラル

七月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十五回定時株主總會開催ス

一、取締役七名監査役三名満期改選ス

取締役木村平右衛門、堀内秀太郎、山口恒太郎、大屋敦、奥村政雄、村上巧見、山

本信夫ノ七氏並監査役小倉正恒、上野山重太夫、角田正喬ノ三氏何レモ再選重任

七月二十六日 資本金増加ノ件逓信大臣ヨリ認可ヲ受ク

十二月一日 第二回増資新株式參拾萬株金壹千五百萬圓也ニ對スル第一回拂込金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也合計金參百七拾五萬圓也拂込完了セリ

十二月十八日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ臨時株主總會開催ス

商法第貳百拾參條及第貳百拾四條ノ規定ニ據ル増資株式ノ引受並拂込終了ニ關スル調査報告承認セリ

昭和十三年

一月二十四日 資本金増加ニ件フ定款變更ノ件逓信大臣其他關係官廳ニ届出ツ

一月二十五日東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十六回定時株主總會開催ス

一、取締役山本信夫氏監査役小倉正恒氏辭任ニ付選舉ノ結果取締役ニ小畑忠良氏監査役

ニ山本信夫氏當選就任セリ

四月二十四日 耳川第一（岩屋戸）水路水利使用工事着手届ヲ宮崎縣知事ニ提出ス

七月二十五日 東京市丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十七回定時株主總會開催ス

取締役二名及監査役二名満期改選ハ

取締役海東要造、久野五十志兩氏並監査役塚本貞次郎、鈴木憲太郎兩氏何レモ再選重任

ス

八月十一日 當社電氣工作物中左記送電線路及變電所ヲ日本發送電株式會社ニ出資決定ノ旨電力管理準備局長官ヨリ通知ヲ受ク

一、福岡 幹線 自高千穂變電所 至嘉穗變電所 『ヴォルト』

一、三田 井線 自高千穂變電所 至延岡電氣會社三田井變電所 『ヴォルト』

一、久留米 線 自九州水力電氣會社上ノ釣間閉所 至東邦電力久留米變電所 『ヴォルト』

八月十八日 登尾送電線路及高千穂變電所内保安裝置一部變更工作物仮使用ノ件遞信大臣ヨリ認可セラル

一、羽犬 塚線 自二軒茶屋閉閉所 至九州水力電氣會社羽犬塚變電所 全 右

一、女子畑引込線 自中川閉閉所 至九州水力電氣會社女子畑中央閉閉所 全 右

一、鯉田引込線 自嘉穗變電所 至九州水力電氣會社鯉田中央閉閉所 全 右

一、高千穂變電所 宮崎縣西臼杵郡高千穂町 出力 『キロヴォルトアンペア』

一、嘉穗變電所 飯塚市川島 出力 『キロヴォルトアンペア』

八月二十日 塚原水路水利使用工事一部竣工ノ件宮崎縣知事ヨリ認可セラル

九月二十六日 塚原發電所電氣工作物使用ノ件遞信大臣ヨリ認可セラル

九月二十八日 上津役變電所、耳川變電所、福岡幹線上海津役線及塚原線新設並福岡幹線七ツ山線、田代線變更及嘉穗變電所内設備變更(靜電蓄電器施設ヲ除ク)ニ對シ仮使用認可ヲ受ク

十月二十日 塚原水路通水開始届出ツ

十一月廿五日 福岡縣八幡市ニ於ケル營業開始ノ旨遞信大臣ニ届出ツ

十二月十六日 塚原水路支流七ツ山水路ニ對スル水利使用工事一部竣工ノ件認可セラレ全日ヨリ仮取水開始ノ旨届出ツ

昭和十四年 一月二十五日 東京市麴町區丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十八回定時株主總會開催ス

二月七日 七ツ山取水工事ニ對スル電氣工作物仮使用認可ヲ受ク(遞信大臣)

四月一日 電力管理法ニ基キ當社電氣工作物中既定ノ送電線路及變電所ノ電力設備ヲ日本發送電株式會社ニ出資シ

尙左記電力設備ヲ全社ニ貸與ス

- 一、送電設備
- 一、七ツ山線 自耳川變電所 至高千穂變電所 『ヴォルト』
 - 一、上津役線 自嘉穗變電所 至上津役變電所 右
 - 一、田代線 自田代發電所 至耳川變電所 『ヴォルト』
 - 一、山須原分岐線 自山須原發電所 至田代線第十四號鐵塔 右
 - 一、登尾線 自高千穂變電所 至九州水力登尾閉閉所 同 右
 - 一、五ヶ瀬川線(第一) 自高千穂發電所 至三ヶ所發電所 同 右
 - 一、富高線 自田代發電所 至延岡電氣富高變電所 同 右
- 二、變電設備
- 一、耳川變電所 出力 『キロヴォルトアンペア』
 - 一、上津役變電所 出力 『キロヴォルトアンペア』
- 三、搬送電話設備
- 一、耳川上津役兩變電所間搬送電話 尙日本發送電株式會社ニ出資セル當社工作物ニ附隨シ従業員壹百五拾八名ヲ會社ニ引繼

キタリ

四月六日 住友信託株式會社並株式會社住友銀行ヨリ借入ノ塚原發電所關係工場財團擔保借入金壹千壹百貳拾五萬圓也ニ對スル工場財團抵當權設定登記ヲ完了シ右工事資金短期借入ヲ長期借入ニ借替ノ旨五月三十一日逓信大臣ニ届出ツ

五月五日 耳川第五(下椎葉)水路水利使用變更ヲ(水路式ヲ堰堤式ニ變更)宮崎縣知事ニ許可申請ス

七月二十五日 東京市麴町區丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第二十九回定時株主總會開催監査役三名滿期改選

上野山重太夫、角田正喬、山本信夫ノ三氏再選重任ス

七月三十一日 塚原發電所最大出力 『キロワット』ヲ 『キロワット』ニ變更

ノ件逓信大臣ヨリ許可電氣廳長官ヨリ認可セラル

八月一日 第二回物上擔保附社債金壹千萬圓也ノ内貳拾五萬圓也ヲ償還シ社債ノ總額ヲ金九百七拾五萬圓ニ變更ニ付之ガ登記ヲ了ス(東京區裁判所)

九月四日 岩屋戶發電所出力變更ノ件(最大 『キロワット』)外三件逓信大臣ヨリ許可電氣廳長官ヨリ工事施行認可セラル

全日 當社既許可五ヶ瀬川筋小崎水路水利使用權ハ電力管理法ニヨリ日本發送電株式會社ニ許可セラレタルニ付右水利使用權許可取消ノ件宮崎縣知事ヨリ示達セラル

九月十四日 水利使用變更ノ件(最大三七・七〇立方米ノ毎秒常時八・四五立方米毎秒)宮崎縣知事ヨリ許可セラル

十二月七日 塚原水路支流柳原水路本日通水セリ

十二月十八日 臨時株主總會開催

一、定款變更ノ件

商法改正セラルヘキニヨリ昭和十五年一月一日以後當會社定款ヲ變更スルモノナリ(定款變更ノ部ニ記載ス)

二、取締役三名監査役一名辭任ニ付補缺選舉

取締役堀三太郎、久野五十志、小畑忠良ノ三氏並ニ監査役山本信夫氏辭任ニ付補缺選舉ノ結果取締役ニ柳原才次郎、持田重夫、山本格ノ三氏並監査役ニ小畑忠良氏夫々當選就任セリ

十二月廿三日 柳原水路水利使用工事並塚原水路土捨場工事竣功ノ件宮崎縣知事ニ認可申請ス

昭和十五年

一月二十七日 東京市麴町區丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第三十回定時株主總會開催ス

取締役三名滿期改選ハ内本浩亮、西山信一、持田重夫ノ三氏再選重任セリ

尙取締役互選ニ依リ常務取締役内本浩亮氏代表取締役ニ就任セリ

二月一日 電力管理法ニ基キ日本發送電株式會社ニ貸與中ノ當社左記電力設備ヲ同社ニ讓渡ス

一、送電設備

- 一、福岡幹線上海役線 自嘉穂變電所 至上津役變電所
 - 一、福岡幹線七ツ山線 自耳川變電所 至高千穂變電所
 - 一、田代線 自耳川變電所 至田代變電所
 - 一、山須原分岐線 自山須原發電所 至田代線第十四號鐵塔
 - 一、富高線 自田代發電所 至富高變電所
 - 一、登尾線 自高千穂變電所 至登尾閉閉所
 - 一、五ヶ瀬川線(第一) 自高千穂變電所 至三ヶ所發電所
- 二、變電設備
- 一、耳川變電所 出力 『キロヴォルトアンペア』
 - 一、上海役變電所 出力 『キロヴォルトアンペア』
- 三、搬送電話設備
- 一、耳川、高千穂、嘉穂、上海役各變電所間搬送電話

二月二十九日

塚原發電所最大出力變更及同發電所耳川支流柳原水路工事竣功ニ對スル電氣工作物ノ使用認可ヲ受ク

三月十八日

常務取締役(代表取締役) 内本浩亮氏ハ取締役ノ互選ニヨリ專務取締役ニ選任セラレ就任ス

三月三十日

五ヶ瀬川筋高千穂三ヶ所、回淵各發電所(既設)及高巢野、桑ノ内兩水路(未開發)ノ

四月一日

發電用水利用許可有効期間伸長許可申請書ヲ提出シ許可ヲ受ク

第二回物上擔保附社債(發行總額金壹千萬圓) 殘額金九百七拾五萬圓也ノ内金九拾四萬圓也ヲ四月一日金參拾萬圓也ヲ五月一日ニ夫々償還

四月二十七日

宮崎縣知事ニ耳川第一(岩屋戸) 水路水利使用權讓渡ノ許可申請書提出

六月十八日

專務取締役(代表取締役) 内本浩亮氏ハ取締役ノ互選ニヨリ取締役社長兼專務取締役ニ選任セラレ就任シタリ

七月六日

木村平右衛門氏取締役退任セララル

小畑忠良氏監査役ヲ退任セララル

七月二十五日

東京市麴町區丸ノ内日本工業俱樂部ニ於テ第三十一回定時株主總會開催ス

一、別途積立金ノ一部處分

一、第三回擔保附社債金壹千五百萬圓以内ヲ一回又ハ數回ニ分チ募集ノ件

一、取締役六名監査役二名滿期改選及取締役一名缺員ニ付選舉ノ件ハ

堀内秀太郎、山口恒太郎、大屋敦、奥村正雄、村上巧兒、山本格ノ六氏取締役ニ塚本貞

次郎、鈴木憲太郎ノ兩氏監査役ニ夫々再選重任シ八塚秀二郎氏取締役ニ當選就任セリ

社債制限外募集ニ關スル認可申請書ヲ遞信大臣ニ提出ス

十月十六日

昭和十六年

一月廿五日

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地日本工業俱樂部ニ於テ第三十二回定時株主總會開催ス

一、定款一部變更ノ件

當會社定款第二條ヲ左ノ通り變更ス

第二條當會社ノ營業目的ハ左ノ如シ

一、電力ノ供給

二、電氣ヲ應用スル工業

三、索道ニ依ル運輸並ニ之ニ關聯スル附帶事業必要ニ應シ前各號ノ事業ヲ他ト共同シ及ヒ他ノ爲メニ經營シ又ハ之ニ投資シ若クハ前各號ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其發起人ト爲ルコトヲ得

一、監査役一名補缺選任ノ件

小林晴十郎氏監査役ニ當選就任セリ

一月三十一日 發電水利使用個所四ヶ地点ニ對シ株式會社住友本社ニ追加共同出願ス

四月十八日 取締役山口恒太郎氏死亡ニ付東京區裁判所ニ於テ之カ登記ヲ了セリ(四月六日死亡)

五月二十七日 當社電氣工作物(水力發電所六ヶ所及送電線路四線路)ヲ日本發送電株式會社ニ出資決定ノ旨電氣廳長官ヨリ通知ヲ受ケタリ(既設工作物殘存分全部)

六月十二日 取締役堀内秀太郎氏死亡ニ付東京區裁判所ニ於テ之カ登記ヲ了セリ(六月一日死亡)

七月二十六日 東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地日本工業俱樂部ニ於テ第三十三回定時株主總會開催

左記事項承認議決セリ 決算關係省略

一、取締役二名監査役三名滿期改選ノ件

海東要造、柳原才次郎ノ兩氏取締役ニ上野山重太夫、角田正喬、小林晴十郎ノ三氏

監査役ニ夫々再選重任セリ

八月三十日 社債制限外募集ニ關シ遞信大臣ヨリ認可アリ

九月十五日 第三回物上擔保附社債壹千萬圓也ヲ發行セリ

十月 一日 電力管理法ニ基キ當社電氣工作物(既設水力發電所六ヶ所及送電線路四線路日本發送電株式會社ニ出資セリ

前記電氣工作物出資ニ附隨シ従業員壹百貳名ヲ日本發送電株式會社ニ引繼キタリ

十月 一日 第二回物上擔保附社債未償還額金八百貳拾萬圓也ノ元利支拂義務ヲ日本發送電株式會社ニ引繼キタリ

十月 三日 東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地日本工業俱樂部ニ於テ臨時株主總會開催左記事項承認議決セリ

一、日本發送電株式會社ニ對シ電力設備及其附屬設備ノ出資ニ關スル件(殘存ノ既設電氣工作物全部)

一、日本發送電株式會社ニ對シ第二回物上擔保附社債引繼ノ件

一、日本發送電株式會社ニ對シ電力設備及其附屬設備ノ讓渡ニ關スル件(岩屋戶發電所關係)

一、定款一部變更ノ件

定款第二條ノ二當會社ノ存立時期ヲ昭和十七年一月二十五日迄トス

十二月廿九日 監査役上野山重太夫氏死亡セラレタリ

昭和十七年

一月二十三日 東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地日本工業俱樂部ニ於テ第三十四回定時株主總會開催左

記事項承認決議セリ

一、當社設備一切ヲ舉ゲテ日本發送電株式會社へ讓渡シ解散ス

昭和十七年十月廿七日
昭和十七年十月三十日 (五五〇部)

九州送電株式會社沿革史 (非賣品)

著者	下川壽一
發行者	東京市日本橋區本石町三ノ二野澤義朗
印刷者	福岡市上紙園町二原賀光九男
印刷所	福岡市上紙園町二博光社印刷所
配給元	東京市神田區淡路町二ノ九日本出版配給株式會社

(出文協承認
ア290252)

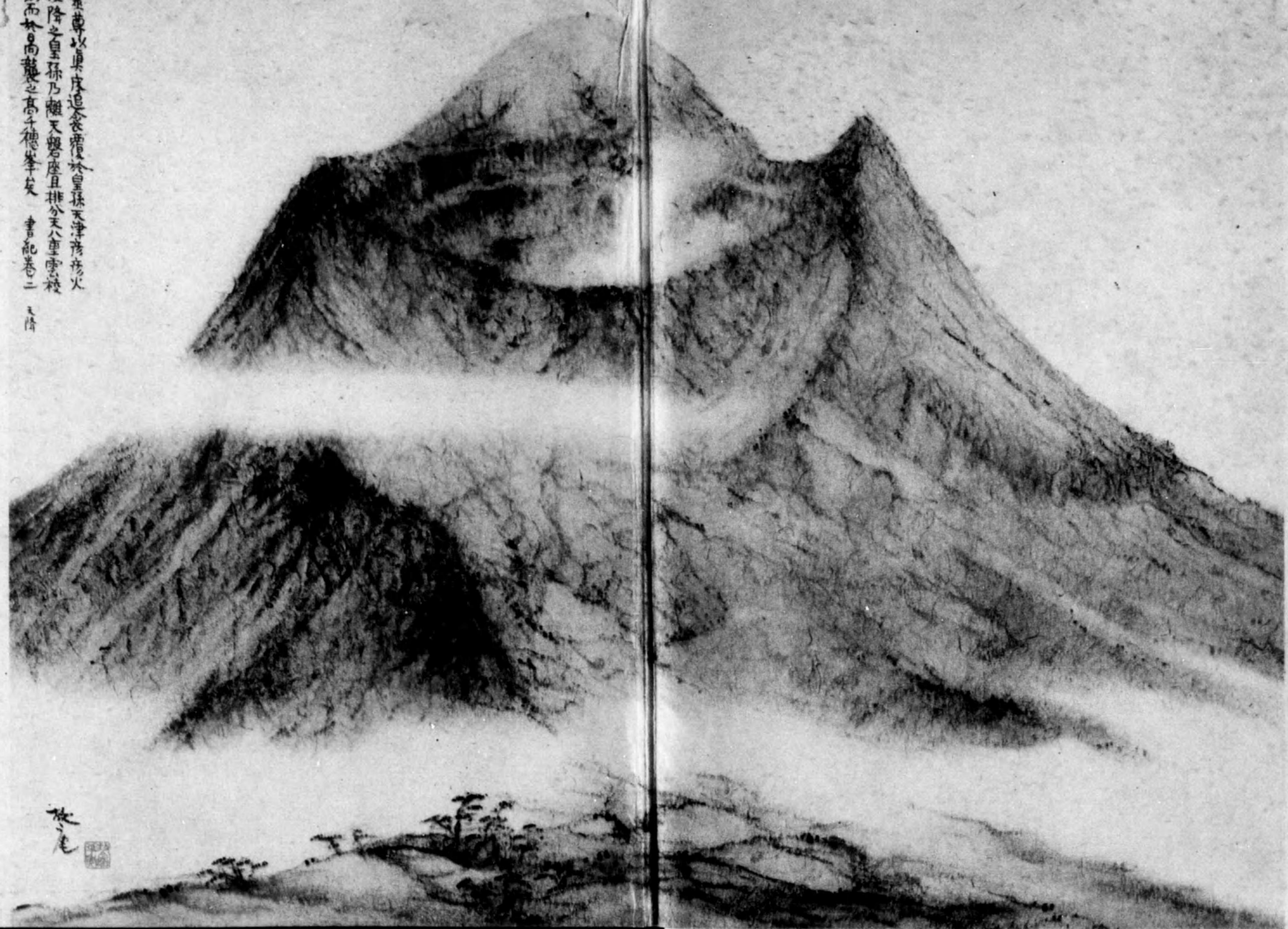
發行所 東京市日本橋區本石町三ノ二
東洋經濟新報社出版部

(文協會員番號第一二〇五一〇)

電話日本橋〇〇八一・〇〇八二
振替・東京六五・一八八番

949
120

于時高皇靈尊以真武追念靈復於皇孫天津彦彥火
瓊瓊杵尊使降之皇孫乃繼天磐座且排分天八重雲校
威之道別道別而於高麗之高千德峯矣 書紀卷二 天降



景
[Red Seal]

終